

第 2 日

1. 平成27年12月11日午前10時00分招集
2. 平成27年12月11日午前10時00分開議
3. 平成27年12月11日午後 4 時 9 分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 生 山 敬 之	2 番 森 潤一郎	3 番 蒲 池 恭 一
4 番 豊 後 力	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 曉	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 庄 山 忠 文
10 番 池 田 龍之介	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 淵 賢 吾
13 番 荒 木 拓 馬	14 番 杉 本 和 彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 松 尾 裕 二 書 記 前 田 聡 子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	高 木 洋一郎	総 合 支 所 長 兼 農 林 振 興 課 長	有 富 孝 一
会 計 管 理 者	隈 部 久美子	ま ち づ くり 推 進 課 長	池 本 文 雄
税 務 住 民 課 長	山 下 仁	健 康 福 祉 課 長	今 村 裕 司
商 工 観 光 課 長	坂 本 政 明	建 設 課 長	池 田 宝 生
学 校 教 育 課 長	吉 田 収	社 会 教 育 課 長	豊 後 正 弘
学 校 統 合 推 進 室 長	樋 口 哲 男	住 民 課 長	石 原 民 也
農 業 委 員 会 事 務 局 長	石 原 忠 邦	町 立 病 院 事 務 部 長	堤 一 徳
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	坂 本 誠 司		

12. 議事日程

日程第1 一般質問

10番 池田龍之介議員

8番 高巢 泰廣議員

- 1 番 生山 敬之議員
2 番 森 潤一郎議員
3 番 蒲池 恭一議員
-

開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（杉本和彰君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は5人の議員に、一般質問通告一覧表の順番によって、発言を許します。なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、第一答弁については、登壇して行うことといたします。

質問者は、最初の1項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について、一問一答で行います。第2項目からの質問は、質問席から行います。時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

最初に、池田議員の発言を許します。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 改めまして、おはようございます。10番議員の池田であります。本定例会には、私を含め10名の議員が一般質問の通告をいたしており、そのトップバッターとして一般質問をいたしますが、やはり、1番というのは、緊張をいたします。また、早朝より議会の傍聴に来てくださった町民の方々に対し、感謝とともに心から御礼を申し上げます。前置きはこの程度にいたしまして、会議規則第61条第2項の規定により通告しております、インフラ整備事業並びに公共住宅の利用状況について、若干お聞きをいたしますので、執行側におきましては真摯に、なおかつ、簡単明瞭なるお答えをお願いいたしておきます。まず、1番目のインフラ整備事業について、お聞きいたします。旧菊水町と旧三加和町の2町が、平成18年3月1日に合併をいたしまして、和水町が誕生をいたしております。ちょうど本年で10年目の節目を迎えていることは、皆様の御承知のとおりであります。そこで、お聞きいたしますが、当初の新町振興基本計画の策定、つまり合併協議会が策定したものがあろうと思います。それから和水町になり、新たに平成20年に策定がなされた第1次和水町まちづくり前期基本計画、さらに平成25年に策定をされた、第1次和水町まちづくり後期基本計画において、大きく様変わりをしたのは何か。また、振興計画の進捗状況等がわかれば、数字でお示しをいただきたい。また、その中で重要と思われるのが、合併支援道路であると認識をいたすところでもありますけれども、新町振興計画に基づく合併支援道路の整備状況は、どのようになっているのか、お尋ねをいたします。2番目に、町民が生活をするうえで、町道の整備は欠かせないものと認識をいたすところでもあります。町道に認定をする

基本的考え方をお示しいただきたい。3番目、町道を含め道路改良工事発注までの過程を、簡単にお示しを願いたい。例えば、町の振興計画に基づき行う道路改良工事、あるいは地域住民からの要望による道路改良工事と考えは様々であると思いますけれども、入りは違えども、基本設計、実施設計というような過程で進められていると思うので、そのところを簡単に御説明をお願いいたしたい。以上について回答をお願いいたします。2回目からの質問は質問席よりいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） おはようございます。池田議員からもございましたけれども、早朝より傍聴にお越しいただきました町民の皆様、お忙しい中、誠にありがとうございます。池田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず、新町計画についてでございます。御案内のように新町建設計画は、旧菊水町、旧三加和町の合併後の新しいまちづくりの基本となるものであり、行財政改革の視点にも立ちまして、作成したものでございます。本計画の実現により、2町の速やかな統一体制ですね、の確立及び均衡のある発展と住民福祉の向上を図るものでございます。なお、新町の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、新町において策定した、和水町まちづくり総合計画等に基づき実施をしているところでございます。計画の構成、それから計画の期間、それから計画の留意点、留意点の中には新町建設の基本方針、それから新町建設の根幹となるべく基本施策、公共施設の適正配置と整備、新町の財政計画というものがございます。進捗状況反映につきましては、担当課の方より御説明を申し上げます。次に、合併支援道路の整備状況ということでございます。合併10年目を向かえます旧菊水町、旧三加和町の合併支援として、県においては旧2町をつなぎます県道路線の合併支援道路整備計画を県の道路整備課において策定がなされているところでございます。この整備計画の要点は、合併後から平成26年度までに、主要地方道の玉名立花線、それから同じく、主要地方道で、失礼しました。玉名立花線の津田工区、それから玉名立花線の上十町工区、主要地方道の大牟田植木線、これは内藤橋も含まれます。それから一般県道の和仁菊水線、これが支援道路として計画されているところでございます。本年度におきましては、和仁菊水線の西吉地地区については、今年度完了、整備が完了予定でございます。なお、来年度は江栗地区については用地交渉に入っているところでございます。本年度の工事発注を予定していただいているということでございます。詳しいことにつきましては、担当課長がお答えをいたします。それから、町道認定の基本的な考え方ということでございます。町道につきましては、現在1級町道が12路線。2級町道が22路線。その他の町道308路線を認定して維持管理を行っているところでございます。そこで、お尋ねの町道認定の基本的考え方についてでございますけれども、御存じのように和水町町道認定基準要項に道路法に基づき、町道として認定するために必要な基準が定められております。適正な管理と道路網の整備を図ることとされております。この中には、町道認定基準、それから町道認定の要件、町道認定の特例等が定められておりますけれども、基準等々につきましては、担当課長の方から答弁をさせていただきます。それから、道路改良工事発注までのプロセスということでござ

います。現在、町が行っております道路改良事業では大きく3事業に分類されます。一つ目は国からの交付金を活用する事業、二つ目は過疎計画に基づいて過疎債を充当して行う事業、それから三つ目は町の単独で行う事業でございます。交付金事業では、道路構造令や、将来交通量に基づいた設計を行って整備する必要があり、例えば、町道江田高野線の改良工事がこの事業にあたります。また、過疎事業につきましては、道路構造令に基づいた、車道幅員4m以上で整備することが条件であり、集落間を結ぶ路線や、公共施設と連絡する路線であることが条件となっております。例えば、西光寺中林線や岩線等がこれにあたるかと認識をいたしております。最後に単独事業ということになりますと、町道区域内であれば、定められた条件はございませんけれども、単独事業であることから小規模の工事に限られるかなというふうに考えております。このような条件の中で道路の改良工事を行っていくこととなりますけれども、プロセス等々につきましては、これも担当課長より答弁を申し上げたいと思います。

以上、第一答弁としてお答えを申し上げます。あとは自席並びに担当課より答弁をさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） 池田議員の質問にお答えいたします。新町振興計画で、基本施策六つの基本目標がございまして、1点目が、分権社会に対応する自立したまち。2点目が、明日を拓く人材が育つまち。3点目が、自然と共生する環境にやさしいまち。4点目が、すべての人が安心して暮らせるまち。5点目が、安全で快適に暮らせるまち。6点目が、活力と賑わいのあるまち。ということで、その中で主な進捗状況についてお答えいたします。上水道の整備といたしまして、菊水ロマン館周辺までに拡張、延長を行っております。ごみ処理と再資源化ということで、生ごみ処理機の設置推進を行っております。今も継続中でございます。学校の方の支援、リサイクルの支援を行っております。自然エネルギーの推進で太陽光発電の推進を今も継続中で行っております。情報通信基盤の整備で防災無線、光ブロードバンド、27年11月現在におきまして、1,613世帯40%の整備率でございます。経費につきましては、25年度が9,180万。26年度が2億3,700万でございます。交通安全対策の推進で、ガードレールの設置、カーブレールの設置を随時今も継続で行っております。防犯対策の推進で、LED防犯灯の設置、また青パトの巡視巡回を行っております。住民主体のまちづくりで車座座談会を開催をいたしております。今も継続中でございます。魅力ある住環境の整備、住宅宅地の整備ということで平野分譲住宅の整備を行いました。それと、交通の体系で地域公共交通形成計画を27年度に行い、28年度より試験運行を計画しているところでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） それでは、池田議員の質問にお答えしたいと思います。先ほど町長のほうから答弁がございましたけれども、（1）のイ、ですけれども、合併支援道路の状況というところで、合併から26年までの9年間、町内のですね、道路の県道の整備状況をお答えいた

きましたけれども、今後ですね、来年以降の計画といたしまして、和仁菊水線では現在、西吉地地区が今年度完了予定でございますので、概略の測量設計に入りたいということで、県の方から西吉地から野田に至るですね、900mの間。それから玉名立花線の内田地区、玉名市境から内藤橋までの概略設計の方に入っていきたいということでやっております。いずれにしても、合併支援道路の要望等につきまして、現在もですね、玉名立花線等道路開発期成会等によります要望も行っているところでございます。また、町内に議員さん方においてですね、立ち上げていただいております、和水町道路整備推進委員会等がですね、一体となりまして今後も道路整備の要望を行っていくことが重要ではないかというふうに考えております。(2)の町道認定の基本的考え方についてでございますけれども、これも町道認定基準要項に先ほどお答えがありましたように、認定基準、それから認定の要件、認定の特例というふうな中で定められております。認定の基準といたしましては、路線の起終点が国道、県道、市町村道のいずれかに連結していること。2番目に、集落または公共施設を相互に連絡していること。3番目に、産業振興の上、必要であり、その経済効果が大きいと認められること。4番目に、史跡名勝と観光施設整備のための必要な道路であること。町長が、諸般の交通事情及び公共的見地から町道に認定することが適当と認める道路であること。等が定められております。また、町道認定の要件といたしましては、道路幅員が4m以上かつ延長が100m以上。ただし、道路台帳編成以前に認定されたものについては、幅員が1m以上等々が決められております。また、建設経済常任委員会の方では平成20年6月に町道承認基準として要項が設定されておまして、この基準により町道としての検討を行い、議会の議決を経て、町道認定を行うというふうに認識しているところでございます。

それから(3)ですけれども、道路改良工事発注までの過程、プロセスについて何うということでございます。これにつきましても、財源別に考えますと、先ほど町長から答弁がありましたように、三つの事業にわけられるかと思えます。その一連の流れということで、現在行っている改良発注までの過程でございますけれども、まず、行政区等からの要望書の受理。2番目に、事業の必要性や過疎計画への追加の必要性等の検討。3番目に、事業費の予算化、予算の承認、予算の承認の後、4番目に設計業務の発注。ここで概略設計等を作成いたします。5番目に地元区長さん、評議員さん、下区長さん等への事業の説明を行いまして、概略路線の事業の承認をいただいております。6番目に道路の線形、道路構造等を決定し、詳細設計に入っていくと。必要があれば地権者等への説明を行っていくということです。それから7番目に、詳細設計完了後、地権者への現地説明を行いまして、用地買収等の契約調印を行うということになります。その後8番目に、道路用地の登記事務等を行いまして、用地費の支払いが完了した後、工事費の予算化、承認をいただき工事設計に入っていくと。この段階で工事の発注になるというふうな一連の流れでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 再質問をいたしますけれども、合併支援道路ですね、これはちょっと質問というよりも、要望をいたしておきます。平野を通る県道、あるいは玉名立花線かな、と和

仁菊水線が重なって、あそこからめくらおとしの方に行くのが和仁菊水線。そすと、まっすぐ行くのが玉名立花線かな。で、平野を菊水側に来るまでは道路が広くなっとなつてますよね。玉名立花線、そこも和仁菊水線、重複してると思いますけれども、合併支援道路としてですね、旧三加和の方々が菊水の方に来るためには、その先からですね、菊池川に橋を架けたがですね、一番早い道になりゃせんかなと思うわけですよ。下津原の方にですね。そこに橋をかけていただくような合併支援道路の要望をですね、今後進めていただきたいと思いますけれども、よろしく願いをいたしておきます。そしてそれについて、あとで答弁をいただきたいと思います。それと、3番目になりますけれども、基本設計をして、実施設計ていうか、それが詳細設計、もし道路、町道に認定して距離が5キロなら5キロという距離数があったとしてですね。予算の関係で1キロずつ5カ年にわたって出すという方法もあるかと思っておりますけれども。その時はその5カ年に計画、1年にする距離数1キロ、それは基本設計。それと今年度出すというのは、今年度実施設計をするのか、それとも5キロ全部一緒に実施設計は行っているのかどうかを、お尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田 宝生君

○建設課長（池田宝生君） 2点の質問でございますけれども。菊池川へのですね、もう一橋の橋梁の要望ということでございます。三加和地区から菊水地区に抜ける県道といたしましては、今ありましたようにですね、和仁菊水線が交差しておりますけれども、平野地区から江栗地区に抜ける部分がございます。確かに三加和地区の方はですね、完全に三加和地区と境界までということではございませんけれども、拡張されておまして、菊水地区の方は狭くなっているのが現状でございます。そこに橋梁ということでございますけれども、竈門橋が一橋ございます。それから上流には菰田橋がもう一橋ございます。菰田橋の方の架け替えをというふうな要望もですね、これまでにやってきているわけでございますけれども、昨年、一昨年の2年間だったですかね、橋梁の改修をしておまして、一旦改修を行いますと、架け替えというのはですね、工事費をそこに投入しておりますので、なかなか難しくなるかと思っております。ただ、合併支援としての旧菊水、旧三加和をつなぐ橋梁としては、大事なものになるかというふうに思いますので、現在その部分への要望を期成会等では行っておりませんが、今後、期成会等、また推進委員会等の検討の中でですね、ひとつの要望として、私自身の考えとしては上げていければいいかなというふうに考えるところでございます。

それから2番目の、今5キロの延長を1キロずつというふうなお話でですね、例えがありましたけれども、先ほど言いました、交付金事業、それから過疎計画の財源で行う事業、それから単独事業とございまして、5キロというふうな延長はございませんけれども。実際ですね事業費等の関係でそんなに延長をですね、一度に改良できるような事業は現在町の方では行っておりませんが、今、御質問の内容を考えますとですね、例えば5キロあったとしますと、5キロを1工区、2工区に分けてですね、延長が長ければわけて行うというふうなことがあります。延長が1キロだった場合ですね。全線について一応測量を行いましてですね、全体の測量計画を行った中で、詳細まで行い、その後改良工事に入っていくと、いったのがこれまでの流れかなと思

います。ただ、今現在行っております交付金事業で江田高野線がございますけれども、これが約2.4くらいございますけれども、これは1工区、2工区にわけてですね、概略の設計、それから詳細の設計に入る時にですね、2工区にわけて1.2、1.2くらいの1工区ずつをですね、概略から詳細というふうなことで工事を行っております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 今、3番目の質問ですけれども、基本設計をして、全体の実施設計をする流れということの回答だったと思います。では、お尋ねをいたします。町道真弓線ですかね、部落名は忘れたんですけど、山の方に登っていく道ですけれども、集落の三差路から私がざっと車で走らせて測ったので、正確な距離数じゃないと思いますけれども、約1.4キロくらい入った山。両サイドはみかん山です。そこにですね、下の方から側溝を入れてあるやつと、上の方に側溝を入れてあるやつと、全然違う側溝が約50mあります。基本設計をして、実施設計を全体をするというならば、同じ側溝がはまるのが当然だろうと私は思いますけれども。なぜその50mだけ違う側溝が入ってるのか。そういう流れで設計をしてあるならば、設計変更が何でそこで、その50mだけをされたのか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 質問の町道真弓線でございますけれども、この真弓線につきましては、今の延長が1.4ということでですね、確認されているということでございますけれども。この路線につきましては、旧三加和町時代にですね、全線の先ほど申しましたように、全線の詳細の設計を行っております、用地の確保もできております。今、御指摘のありました箇所が、平成24年と25年にですね、施工されている区間かと思っております。それで、26年度昨年もですね、工事を行っております、この3カ年、40mから1年間の改良延長が45mから48m、50m弱のですね、工事として行われております。先ほど申しましたように、事業につきましては三つの財源の上から、三つの改良工事が考えられるというふうに御説明しておりますけれども、単独事業ということですね、延長的にもかなり短い改良工事ではありますけれども、かなり短い改良で進めております。事業につきましても、平成24年は約185万。それから、25年は約200万。26年が400万というふうなことで、その事業費の中で進めておりますけれども、そこで全然違う側溝が入ってるということでございます。ただ、詳細を確認してみますとですね、U字溝の断面は一緒でございます。300のU字溝と落蓋式ですね、U字溝ということで断面自体は一緒になっております。ですから、排水能力としては一緒なんですけれども、この24年、25年の状況を以前のですね、担当とお尋ねしたところですね、単独財源というふうなこともありまして、それを含めましてですけれども、各年度に改良計画を行う事業につきましてですね、当時の町長、建設課、それから総務課の財政係等とですね、現地の調査を行いまして、どういった工事を進めるのが最良かというふうな検討の中でですね、この道路は旧山川町の方につながる道路になるわけですけれども、早期の開通を図るために工事費をですね、コスト縮減で延長を伸ばしたいということから、U字溝に

変更したというふうに聞いております。ただ、26年度には落蓋式の側溝で整備しておりますけれども、この区間につきましてはですね、町内の方で栽培されております、みかん園の最終区間というふうになりまして、この区間につきましてはですね、現道が大きくカーブしていたこともありまして、現道を残して新しく拡幅する道路ができるということで、かなり道路の幅員もですね、広がっております。また、みかん園への取付道路等もありまして、側溝が中央部にあるということからですね、Uターンする場所や、そこから乗り入れるというふうなことでですね、みかん等を積んだ重車両等ですね、出入りもあることから落蓋式でのですね、施工を行ったといったものでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 規格が一緒といわれたですけど、違いますよ。その上のほうですね、坂道のまたそこから違う道路側溝がいつてます。そこはですね、そっちの方が深いわけですよ、側溝が。そすと今、違った側溝がはまってるというのは浅いわけですよ。だからそこは、土砂が溜まってるとですよ、上の方は。そすと、下の方にいくとさがな、がくっとさがとつですよ。そして、蓋もですよ、車道用の蓋もあるし、歩道用の蓋がかぶってると私は思いますけれども。もしですね、町道認定してあるからそこに事故が起きた場合はですね、町が責任とらにやいかんとですよ。側溝の蓋にですね、私が知ってるのが、玉東町のですね、ある車が、道路側溝の蓋がはねて車の底部分にあたって、修理代いくら払ってあるか、しとんなはっですか。130万円払るちあつとですよ。ベンツだったからということで。みかんば積んで、重量オーバーしていきなはる人がほとんどだろうと思います。それまでならんかもわからんですけどですよ、歩行者用の蓋がかぶつとるなら割るつですよ。もし、そこに乗り上げていきなはるなら。蓋が変わってるところはもう角がかけとるですよ。現場を見にいきなはつとわかります。私は行きました。地権者の方から言われたから。そしてその蓋もですね、最初は、かぶつとらんだつて、その地権者の方が、「おい、なんでおるげんとは蓋がかぶつとらんとかい。」て役場に1年くらい経ってから言われたそうです。だから慌てて歩行者用の蓋かなんかしらんですけども、その側溝が蓋がかりのない側溝なんですよ。だから上にでとるわけですよ。舗装、セメント舗装してある上に蓋はあります。そこはやっぱ乗りあぐつでしょ、そしたら割るつですよ。もし、割れて歩行者用だけん薄かですよ。車で乗りあげるなら割れてからですたい、脱輪とかなんとかした時、事故が起こった場合は町の責任になるですよ。山道に歩行者がとおればつごつ。歩行者用の蓋じゃなくて車道用の蓋ばかぶせてやらんですか。それが普通でしょう。これはですね、いうならば、地方自治法に100条というのがあります。これは、行政の事務を調査する権限を議会に与えてある自治法です。予算がなかったからと言って、側溝を変える。予算がなかなら短めにすればいいじゃないですか、同じ側溝で。私から言わせるならですよ、これはいじめにあたるて思うですよ。誰の指示に基づいてですね、そういう側溝にされたのか、ちゃんと責任の所在を追及してくださいよ。それがないと100条委作るですよ。請求するですよ、私は。もし、あそこで事故が起きたら誰の責任か、町の責任なんですよ。山道に歩行者用の蓋のかぶっている側溝をはめること自体

ナンセンスですよ。もう時間もありませんので、もうこれ以上言いませんけれども、今日一般質問が終わった後に議運が開かれるということですので議運の委員長もお聞きて思いますので、その点について協議をお願いすることを要望しておきます。

次に設問の2のほうに移らせていただきます。公共住宅の賃貸状況についてお伺いいたします。最近、防災無線の放送によって町営住宅の公募をよく耳にいたします。これは、借り手が少ないのか、それとも居住者の方々の出入りが多いのか、それは私にはわかりませんが、施設ごとの利用状況、現況をお聞かせください。町には町営住宅、教職員住宅、医師住宅等があると私は認識しておりますので、施設ごとの利用状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。それと、町営住宅については防災無線等で募集をされていると、しかしもし仮に教職員住宅、医師住宅にも居住者がおられるならば、それはどのような公募をされたのか。それをお示しいただきたい。それと3番目に入居者の条件、町営住宅については所得によって賃貸料というのが、違いがあると私は認識しております。それをどのような方法に基づいて適合性、入居者の適合性です。それをどのようなチェック体制で行われているのかをお聞きいたします。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） お答えを申し上げます。公共住宅利用についてでございます。現在、町が管理しております共同住宅は町営住宅、教職員住宅、医師住宅がございます。町営住宅は6団地、36棟58戸が入れ替わりながらほぼ空きのない状態となっております。このような利用状況を考えますと、端折って申し上げますと町営住宅の必要性というも感じておるところでございます。それからこの公募の方法、それから入居者条件の適合性、これらについては担当課長に答弁をいたさせます。なお、医師住宅につきましては、現在2棟ございます。1棟は町立病院の常勤医師が入居をいたしております。もう1棟は、ただ今現在12月現在は空きの状態でございますけれども、毎年3月4月にかけて日赤あるいは熊大等からの研修医がまいりますのでそこで利用しているというのが状況でございます。担当課より補足をさせます。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） それでは、町営住宅の状況について1、2、3と続けてお答えしたいと思いますが、施設の利用状況ということですが町営住宅98戸ございます。防災無線でも募集を耳にされるということですが、不定期に退去等ございまして現在1件空きがございました。これが南団地でございます、これも応募がございまして現在100%の利用ということで進められております。次に2番の応募の方法についてでございますけれども、これは住宅管理条例に則って防災無線、ホームページ等による1週間等の掲載を行いまして、その応募を受け付けているということでございます。それから、3番目の入居の適合性チェックは、どのように実施しているかということでございますけれども、町営住宅につきましては応募の段階で所得証明、入居者全員でございます。それから納税証明、税金の滞納がないかのチェックでございます。それから、固定資産、無資産証明ということを持家がないかと。それから入居者の住民票という

ことで、確認をいたしまして応募受付を行っております。受付を行った後は、警察等に反社会的組織に加入がないかとかそういったチェックを行いながら、応募の抽選を行いまして入居いただいているといったのが現状でございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 先ほど、池田議員からお尋ねがありました、教職員住宅につきまして御説明したいと思います。現在、教職員住宅は菊水教職員住宅が2棟、神尾教職員住宅が2棟、春富教職員住宅が2棟の計6棟でございます。現在の入居状況は、6棟の内菊水教職員住宅の1棟が空きになっている状況で5棟を利用いただいている状況でございます。

また、公募につきましては、教職員住宅におきましては、公募は行っておりません。入居条件等のチェックにつきましては、教職員住宅の場合は入居者の資格としまして、一つが町内に住所または勤務を有する公立学校の教職員とその家族。もう一つがその他特に町長のほうで認定したものと・・・しておるところでございます。教職員住宅への入居を希望される方は入居の申込書を町長に提出し、許可を受けなければなりません。入居者の選考につきましては、町長が教育委員会に諮って決定しているとそういう状況でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介

○10番（池田龍之介君） それでは、再質問をさせていただきます。私が認識しているのは、町営住宅は所得によって価格が違うということはわかっております。最低が2万ちょっとだったと思います。教職員住宅は幾らですか。聞くところによると5,000円とかなんとか聞きましたけど。そして募集はされてないと、じゃあここに6棟あるうち5戸が入居されているということですけども入居者の職業は何ですか。一般住民の方なのかそれとも公務員の方なのか、それをお答えください。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 教職員住宅の家賃についてでございますけれども、これは条例のほうで各施設ごとに金額を定めております。それで、使用料ですけれども菊水の教職員住宅これが1棟1万500円、月額でございます。それから神尾の教職員住宅ですけれども、これが1号棟2号棟で面積が違いますので、一つが月2万5,000円、もう一つが月2万円となっております。それから春富の教職員住宅ですけれども2棟ございますけれども、これは両方とも月額6,000円という形になっております。それで入居者の方なんですけれども、今年度におきましては教職員の申し込みはあっておりませんので、その分の空きの住宅につきまして民間の方に貸し出しているという状況でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 条例には、教職員住宅と言えば、和水町の学校に勤められる教職員の

方に貸するのが普通だろうと思います。それを教職員以外の方にもし貸し出すならですよ、それは公募するべきでしょう。こっちのほうがいぶ安かじゃなかですか。不平等と思いませんか。同じ町民の方に住居を提供するのに、安いほうは公募しないで高いほうは公募して。知らん人はどぎゃんすつとですか。俺は知つとつたらこっちのほうがよくたばいて。今まで住んでる差額ば町は弁償せいつて言いなはつたら、どぎゃんすつとですか。町長が許可する人つて言いなはつたですよね。委員長、教育長。条例に定めるのにですね。じゃあ地方自治法96条、御存じですか。ここに96条の6項条例で定める場合を除く他は財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けること。11、条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な使用をさせること。こういう場合がある場合は、議会の議決が必要なんですよ。今、民間に貸されている方議会議決をされましたか。短期ならいいですよ。私も言いません。短期的に避難的にですね、そういう方々に優遇されて貸されるのはいいでしょう。公募もしないで、ただ知ってる人は儲けるだけですか。どぎゃん町長が許可したとしてもですね、そういう独占的、長期占有するなら議決が必要だと私は考えます。いつ議決をされましたか。その年月日をお答えください。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今、今ほど池田議員のほうから御指摘ありましたように議会の議決等は今行っておりません。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） じゃあですたい、教育委員会は法律違反を犯して貸しているわけですよ。これは重大ですよ。責任は誰がとつとですか。法律違反を犯してですね、そういう提供をしているということは誰かが責任とらなんですよ。どなたが責任を取られるかお答えください。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 教職員住宅ということで、条例の中には認定要件というのが2項目ございます。言われたとおり一つが公立学校の教職員とその家族と、それからもう一つがその他特に町長において認定した者というようなことで二つの項目ということで、それでその他、特に町長において認定した者ということで、これは受付自体は教育委員会のほうで受付をいたしますけれども、その決裁判断を教育委員会を通じて、町長の判断をその都度あおいでいるといった状況でございます。これで申し込みがある時点でこれは教職員住宅でありますので、先生達の異動等に伴って年度変わりとか、そういった場合救急にまた明け渡してもらわないといけない状態もあるということで、公募のほうはしていないといったような状況もございます。それで入居いただいてもらう時の条件としましては、教職員が当然優先となりますので教職員のほうから要望があった時には明け渡してください。というようなことでお願いをしております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10 番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 条例で、いかに町長が許可する人と謳ってあるけれどもですよ、96条のほうが優先権があつとですよ。条例よりも地方自治法のほうが。長期的に占有させる場合は議決が必要ということで謳ってあるわけですよ、96条に。許可はするなどは言いませんよ。許可した以上は、議決を諮れば言いわけですから。そこが落ち度になってるわけですよ。そして公募もしないで。公募すべきじゃないですか、私はそう思いますけど。そして聞くところによると住居、居住はされてなくて物置として使用されよるというのもあると聞きましたが本当ですか、それは。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 教職員住宅が3カ所ございますけれども、それぞれ面積が違ひまして最初が40㎡という小規模の住宅でもありますので、最初その1棟で居住をされておりますけれども、その後もう1棟が空いたということで、もう1棟の申し出がっております。それでその折も町長等の決裁等も受けまして、2棟をお貸しているといったような状況でございます。

○議長（杉本和彰君）

10 番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 居住されるならいいですけど物置としてまた許可してあつとですか。おかしかつじゃなかですか。募集もせん、物置として使わせる、どういう神経をしとつとですか、おたくらは。低所得者の方は、たいが高かところに行って家賃払うのに苦勞しよんなはつとですよ。そういう方がおらるつとですよ。そういう方々に物置として使わせるより開放して使わせたほうがよっぽどよかじゃなかですか。もう時間があと1分しかありませんけれども、この2点については、私は100条委の設置を議会側に申し込みますので。立派な100条委設置の案件ですのでこれは。責任の所在をちゃんとしますよ。私だけでなくこの一般住民の方々が聞かれたら先ほどの工事、それとこの件については住民監査請求の対象になりますよ。それだけご注意くださいおきます。以上です。

○議長（杉本和彰君） 以上で、池田議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高巢議員の発言を許します。

8 番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 皆さんおはようございます。8番議員の高巢でございます。今年も余すところ20日あまりとなりました。今年には北関東、東北地方を襲った豪雨により、大災害、多くの方々が被災されております。また、日本列島も火山活動が活発化し、口永良部島の島民の方々は

長期にわたり一時避難など、地域社会に大きな影響を与えております。国外におきましても、シリア内紛に端を発した難民の大移動、EU諸国を中心としたフランスのテロの頻発で、情勢が不安定化しております。寒さの中で、テント生活を送る子どもたちの安全が脅かされております。一日も早く政情が安定し、平和になることを願ってやみません。このような中であって、我が和水町は大きな災害もなく、平穩に今年一年暮らすことができましたことは何よりだったと思います。

それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。菊水区域小中学校統廃合事業につきまして、まず1点目は、今日までの学校統廃合事業の現状を町長はどのように思っておられるのか。また、今後の取り組み進め方について。以上、2点についてお伺いをいたします。

以下は質問者席より行います。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 高巢議員の御質問にお答えをさせていただきます。菊水区域小中学校統廃合事業について、まず一番目に、今日までの、学校統廃合事業をどう思っているかということでございます。お答えを申し上げます。学校統廃合問題につきましては、議員御指摘のとおり、ここまで、全くと言っていいほどなかなか前に進まない状況であることは、間違いのない事実でございます。そして統廃合事業について現状、議会議員の皆様の御意見を一致して取りまとめることができておりませんことについては、私自身の不徳を痛感するところでありまして、このことは、議会であれ、全協であれ、これまで申し述べてまいりましたとおりであります。私は、就任時より、既存校舎、中央小校舎のですね、改修統廃合に向けてのお願いをいたしてまいりました。過去には、二転三転という御批判もお受けいたしました。しかし、根底となる方針に合意していただくためには、角度を変えましたり、手順を変えましたりして、提案し承認をお願いしていくこと自体は法外なものではないと考えるものでございます。むしろ、提案者としてその配慮、考慮を怠ることはできず、それを怠るということで批判を受けますならば、それにむしろ甘んじなくてはいけないのかな、というふうに思うところがございます。しかし、根本の方針に沿って、その容認を求めるための提案であれば、そのこと自体でですね、誹りを受けるということは、なかなか、私の中では、厳しいものがございます。そして現在は、統廃合問題をぬきにしましても、期日も経っております。期日も切迫し、また、文科省をはじめとする、国県の要請も厳しく、何より、児童生徒の安全を守るための菊水地区小中学校の耐震対応だけでも、お願い申し上げたいと思うことから、前回も、今議会でも、耐震設計料の議案を上程したわけでございます。まず、耐震の対応を御承認いただき、耐震を確かなものにした上で、その後の統廃合問題については、議会との協議調整の場をいただきたい。合わせてのお願いを申し上げます。繰り返しますけれども、この耐震対応だけは、なんとでも、お願いを申し上げたい、そうでなければ、私はもちろんのこと、行政議会が共に、誹りを受けかねず、児童生徒と学校現場のモチベーション自体にも影を落とすことになりはしないかと、危惧するところがございます。耐震補強の必要性は、これはもう、各議員さんとも同じ思いではないかと思っております。これだけは、是非とも、お願い申し上げ

げたいというふう存ずるものでございます。

それから、今後の取り組み、進め方についての考えということでございます。ちょっと範囲が広がりますので、とりあえずの答弁としましては、申し上げておりますとおり、まず、耐震対応を進めさせていただきたい、その上で、統合についての話、議論をお願いしたいと思うものでございます。高巢議員におかれましては、是非とも、御理解をお願い申し上げたい、かように願望いたすものでございます。

以下は、次の御質問に対して自席で答弁をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 高巢議員からお尋ねがありました、今日までの学校統合事業の現状をどう思っておられるかということでございますけれども、教育委員会としては、一言でいいますと、一日も早く統合していただきたいということが何でございます。これまでもお願いしてまいっておりますけれども、現在、御承知のとおり、菊水区域の4小学校で六つの複式学級がございます。先生方は、例えば2年生3年生が一つの学校であれば、一人の先生が2学年の授業を同時に行うと、そういうのを渡り授業と申しますけれども、そのような授業をしておるわけでございます。で、そういう中で、子どもたち、現在、力の差だとか、そういうものは見当たりませんが、しかしやはり、子どもたちにとってはですね、やはり一人の先生でじっくり45分間授業を教えていただけるのが、一番最高だと思っております。そういう意味からしても、統合を大きな集団の中で、そして、しっかり先生方に学ぶ機会を与えてあげたいというふうに願っているわけでありまして。以上でございます。

それから、2点目の今後の取り組みということですが、同じように、これまでいろいろ統合のあり方、私たちも学校の先生方、保護者等にも御説明申し上げましたけれども、やはり、統合は2段階の統合というのではなく、2校ずつ統合とかいう形ではなくて、一度に4校と一緒に統合を是非していただきたいと、思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） それでは、再質問をさせていただきます。町長は今日まで就任されて既に1年8カ月、9カ月近くなるわけですが、全く進展がないというような状況にあられる。ま、相当苦慮もしておられるということは重々察するところです。私は、やはり統合は必要であるし、一日も早くですね、複式学級を解消するということが、事は出発しております。先の11月に南小学校で教育の研修会がございました。私も、のぞかせて勉強させてもらいましたけれども、その中で、複式学級の5年生と6年生のクラスが複式だったと思います。非常にかわいそうだなと現場を見ましてですね、何回も私あちこちで見させていただいておりますが、特に南小学校でのこの前の状況、本当にかわいそうだと、一日も早く、複式学級は解消してやらないと、子どもたちに申し訳ないというような気持ちになりました。これは、当日参加された方々は皆そうじゃなかったかと思っております。そういったことですね、やはり、一日も早い複式学級の解消、既にこ

これは合併前からの懸案事項でございますので、町長これは最優先ですね、やっぱり取り組んでいただかないと、ほかの事業もなかなかできないというようなことに今なっているのじゃなからうかと私は思います。やはり、いろいろ、町の振興計画もありますけれども、そのへんも非常に立てにくだらうし、また、財政計画もなかなか、メインは多額の事業費用を要します学校事業でございますので、多額の資金も要するとするならば、そのへんがはっきりしないと、ほかの事業の財政計画もなかなか立てられないというような状況に今陥ってるんじゃないかと思うところです。とにかく、私も耐震の必要性は十分に理解し、必要であるということはわかります。しかし、私思いますにはですね、まずは、当初からのもう既に、10年前から事は動いているこの複式学級の解消というのをですね、町長も子どもたちのためにいつもおっしゃっておられますので、そこは十分わかっておりますけれども、是非ですね、このへんは最優先で取り組むのが、喫緊の課題であろうというふうに考えるところでございます。いろいろ、状況、町長は町長としてのお考えもあろうかと思えますし、今後の進め方については、まずは耐震改修と、これは再三にわたって、そうおっしゃっておられますけれども、しかしなかなか、耐震改修後どうするんだというですね、町長そのへんがなかなか、見えてきませんね、全く。だけん、町長は町長として「じゃ耐震改修をまずやらしてくれ」と、おっしゃっておる。そしてその後、PTAなり、教育委員会なり学校関係者の方々と協議を踏まえて、また、議会も含めて、いろいろ協議していきたいと、そのへんもそれはわかります。わかりますけれども、町長としてはどのような考えをもって今取り組もうとしておられるのか、取り組まれるのか、そのへんが私、見えないんですよ。ですから、耐震を最優先でやらせてくれと、それはわかりますけれども、じゃ、先はどうなるんだと、全くそのへんが見えませんが、そのへんは町長どのようなお考えか、特にそのへんについて再度お聞きをしたいところです。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 今、高巣議員の再質問ございましたけれども、思いとしては、全く同じでございます。私も、こうなります前に放課後子ども教室ですか、通っておりました。で、菊水東小学校に行っておりましたけれども、自分の体験という意味でもですね、この複式の解消というのは、おっしゃるとおり喫緊の課題であるというふうに思います。それから、一日も早く、実現させて、しなければいけないと、そのこともそのとおりだと思います。で、耐震と申しますのは、もう再三再四同じ言葉の繰り返しでございますけれども、言葉は悪いですけども、この和水町のみがですね、やっぱり取り残されるということになりますと、先ほども申し上げましたように、学校関係それから子どもたち、それから保護者の皆さんのですね、モチベーションと言いますか、このあたりにも大きな影響を影を落としかねない、というふうに思うところでございます。先般、議員もお耳にしておられるかと思えますけれども、学校現場の方からもですね、とにかく耐震だけでも急いでくれというような御要望もございました。それから、先が見通せないということでございますけれども、先が見通せないということにつきましてはですね、改修統合をどのような形にするのか、これはですね、本当にいろんなお話を伺いながらですね、できれば進

めさせていただきたい、このことはもう再三再四申し上げておりますので、詳しくは時間もありませんので省略をいたしますけれども、耐震をやった上で、安心を確保しときながら、それで進めさせていただきたい、そうすれば、もうちょっと突っ込んだですね、将来計画になるというふうに思いますので、是非そこはお願いできないかというふうに思うところでございます。

○議長（杉本和彰君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 終始、町長の答弁はまず「耐震だけはやらせてくれ」という、言われるばかりで、将来、先々私としてはこういうことで、このような形でいつ頃までにやっていきたいという考えを持っているというようなことは、まだ1回も聞いたことがございません。そのへんは町長として明確に思いを語られて、こういう考えでおるんだということをですね、私は明確にやっぱり出されるべきだと思います。でないと、町長の考えはどうなっているんだと。まず、耐震はやらしてくださいと、「耐震後はどがんさるっとして、全く見えない。」まあそういった声ですね、やっぱりあの住民の間からも聞こえてまいります。やっぱりそういったことをですね、思いますならばですね、やはり町長は町長として、私はこういう考え方でおるんだということを明確にですね、示されること、これが一番、町の行政の長として、また、トップリーダーとしてですね、一番大事なことじゃないかと私は思います。いかがですか、町長。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい、その部分はですね、構想としては、例えば中学校の統合を先にやるとか、そういう形ですね、是非、形としてお示ししたいと思うんですけれども、ただ、そのためにもですね、そのためには、学校関係、それから、PTA関係の御意見も伺わなくてはなりません。同じ改修を中心にやるにもですね、そのへんのところを、なんて言いましょうか、ないがしろにして進めていくわけにはまいりませんので、いずれはそういう、いずれはどうかですね、早いいずれはですね、早いいずれは、そういう御意見を承る場というのを早く設定してですね、御相談を申し上げたいというふうに思っておりますけれども、ただ、構想といたしますか、思いの中はございます。思いの中はございますけれども、ただ、それを具体的に数値、あるいは時期の目標を設定するにはどうしても、その部分の、例えば設計料ですとか、あるいはコンサル料ですとか、そういうのが必要になってまいります。そう言う意味でですね、明確なところをお示しはできませんけれども、決定といいますかね、方向性を正しくするためにはどうしても、周囲の御意見というのは必要になってまいります。さらに申し上げれば私自身はこれまで申し上げてまいりました。菊水中央小学校を中心に改修統合をしてまいりたいというのは、私の1番の思いでございます。ですから、今、あえて、御相談申し上げるといのは、そのへんのところを曲げるやいなやということでございますから、今までお願いしてまいりましたことについてですね、これをかなぐり捨ててこうします。ということは今、申し上げるといわけにはまいらない、それが明確じゃなければ、明確じゃないということでしょうけれども、今まで、この1年数カ月自分の考えというのは明確にお示ししてきたつもりでございます。また、議員さん方の意とされる

ところは、明確に感じておるところでございます。ただ、私の主張、それから、議員さん方の思いというのが、今までルールみたいなものでなかなか相交わることがなかった、そういう状況でありました。したがって、これを歩みよるためには、やっぱりどうしても一定の期間が必要でありますし、周囲の御意見を聞く必要もでございます。そういうのを勘案しますと、安全を守るための耐震というのは、安全を確保した上で、お話を申し上げたいとそういうふうに思うところでございます。

○議長（杉本和彰君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） まあなかなか議論がこう、町長、かみ合いませんけれども、まあしかし、町長のお考えというか、思いは、思っておられることは確かかなというふう感じたところです。次にいかしてもらいますが、9月の議会で、新聞にも報道されましたように、学校統廃合事業、町長、白紙に近い形でという見出しで載っております。9月17日の熊日新聞。この中で、白紙に近い形で協議をさせていただきたい、したいと、できるだけ早く協議をやりたいと、一日も早くやりたいと、いうふうにその時はおっしゃっておられるというふうに理解をいたしております。しかし、その後の町長のアクション、行動がほとんどなかったかなと、9月の17日もう既に2カ月過ぎて、3カ月近くになろうとしている、1回だけは町長とお話をする機会があったかなあと、その程度しか記憶にございませんし、あとは、いろいろ、それぞれ水面下であったかもしれませんけれども、私が覚えているところは、それが1回だけというふうな状況です。町長、本当にこの協議を議会としていきたいとおっしゃってはおりますけれども、その気はあるのかなあと、全くそのへんが見えないと行動が見えません。町長、いかがですか、どのようなお考えを思っておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） まさに、高巢議員がおっしゃられたとおりでありまして、どうすればスムーズに運ぶかというようなことですね、代表といえるかどうか、わかりませんが、議員さん同士のお話合い、私が入っての話合い、それから、今おっしゃいました全協での御提案といたしますか、いたしてまいりました。ただ、先ほど申し上げましたように、なかなか、ルールみたいなもので、交わるところがないというような部分がございまして、遅れたことは確かでございます。ただ、その裏といたしますか、水面下といたしますか、自分では一生懸命水かきをした、してきたつもりですけども、それが表面に出てこなかった、それから、成果として出てこなかった、これについては率直にお詫びを申し上げなくちゃいかん、ただ、話し合う、それから協議する、このつもりは先程来、申し上げてますように必要である。お願いを申し上げたい、というのは私の間違いのないところの気持ちでございます。ただ、その前にしつこいようでございますけれども、耐震というのは、前段としてお受け止めいただきたいと、そういうふうに思うものでございます。

○議長（杉本和彰君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 町長は、二言目には、耐震をやってからというようなことで、御答弁をされるわけですが、この耐震化は平成23年の3月に東日本の大震災がございましたですね、この時に、多くの耐震関係のことが議論され、国会でも国内外を問わず大変なことになったわけですが、この時ですね、文部科学省は公立の義務教育小学校等施設の整備に関する施設整備基本方針というのをですね、文科省が出しております。方針をですね。それにしがいまして平成23年から27年度までのですね、できるだけ早い時期に小中学校の耐震化を完了するというようなことがなされて、中身はそういうことというふうに理解をしております。そう聞いております。で、我が町は平成23年の5月にですね、菊水統合小学校及び菊水中学校を併設した校舎建設をですね、国に対して計画書を提出されているようです。中身は平成25年度26年度の2カ年で建設する計画書というふうになっているようです。同時に、和水町は26年度末までにですね、これをするによって、危険校舎を改装するという計画書が提出されております。そうしまして、25年の5月にですね、5月から6月にかけて、菊水の統合小学校の補助金申請が出され、5月のうちにですね、この補助金の内示が決定しております。さらには、6月にこの中央菊水中学校の危険の改修、それから給食センターの改築の申請を出し、6月の後半にですね、これが、内示が来ているというようなことがなされているようです。このへんについてですね、ちょっと確認ですが、学校統合樋口室長に確認いたしますが、このへんについてはこのとおり間違えはございませんか。

○議長（杉本和彰君）

学校統合室長 樋口哲男君

○学校統合室長（樋口哲男君） ただいまの高巢議員の御質問でございますけど、国への申請手続きというかですね、そのへんですけど、先ほど言われました23年と言われましたけど、計画書の提出はですね、三加和のほうは23年、菊水の方が24年の6月頃に提出をしております。あとの補助金の申請関係には、データには25年で間違いございません。以上です。

○議長（杉本和彰君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） ありがとうございます。今、確認しましたところ、一部、私の勘違いもあったようでございますが、耐震改修については、ちゃんと国の内示ももらい、事は進んでいったというふうに私は理解をしております。それを、反故にされたというと、ちょっと言葉が悪いですが、何もなかったら去年、今年4月から開校し、統合小中学校が開校しておったと、いうふうに思うわけですね。しかし、これは、26年の3月の選挙におきまして、福原町長が選挙で当選され、それから方針転換をされて今日に至っているというようなことで、町長の誤った住民運動が功を奏したというふうに、いったら失礼かもしれませんが私はそう思っております。これがなかったら、とうの昔、今年4月にはですね、このへんは耐震の問題は完全に解消されておったというふうに思うところがございます。耐震改修事業に反対をすると、反対する議員がおるというようなことで、盛んに言われる方がおられますけれども、決してそうではなく、

既に、こういうことが過去にあっていうことをです、これは事実でございますので、町長、しっかりとこのへんは対応していただきたいし、こういうことがあったということ、町長、いかがですか。どう思われますか、町長。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 経緯につきましては、今、高巢議員述べられたとおりだと思います。ただし、私も当時役場にもお邪魔して、あるいは、請願書、記憶違いだったら申し訳ございません、請願書等々にもです、新築とは別に耐震は先んじてすぐにでもやるべきなんじゃないかというように、主張をいたしてまいりました。それから、誤った住民運動ということでございますけれども、これはですね、そもそもの発端というのは、おわかりかと思っておりますけれども、この、新築計画が発表といいますか、公になった時点です、当時の中学校の同窓会関係、それから、小学校のPTA関係の皆さんが、少なくとも菊水中学校は残してくれというようなことで、アピールをされておりました。そこに加わったものでございます。その趣旨というのはですね、特に後半の部分はそうございましたけれども、予算そのものはですね、非常に長くなりますので、かいつまんで申し上げますと、25年6月ですか、記憶に違いがあれば申し訳ありません、25年6月ですか、36億を前提として協議設計、の設計料、失礼しました、設計料が承認になったというふうに記憶しております。で、9月議会を迎える寸前に当時、代表区長にございましたので、代表区長集まってくれということで、執行部から3億6,000万の増額、こうでないと現在の統合事業ができないというような説明がございました。その理由とすれば、言葉に語弊があるといけませんので、見積りが適当ではなかったという説明がございました。で、各代表区長、その時は、そういう形であればそれはおかしいだろうということで、御意見を申し上げたところでございますけれども、同様にその9月に議員さん方にも御説明があったというふうに聞いております。議員さん方もその中では容認できないというようなこともありまして、住民投票に委ねるというようなことだったかと思っております。で、住民投票も結局は開票されずじまい、12月で再度、この事業の予算の承認という段階を迎えて、当時の執行部の方でこれは3月の町長選に委ねる。それから4月の新執行部に委ねようというような宣言をなさったかというふうに承っております。何を申し上げたいかといいますと、耐震についてはその時点で、「耐震はしてください」「先にしてください」そういうお願いもしてまいりました。それから、私に交代をさせていただいて、そのあとも27年3月の開校に間に合うようにと思って御提案を設計料等々の御提案をいたしたつもりでございますけれども、なかなかここは、考え方という違いもございまして、議会の承認を得ることができませんでした。じゃ、それでも最短の期間をと思ひまして28年3月の開校を目指して御提案を申し上げましたけれども、頓挫をして現在に至っているわけでございます。ですから、耐震については、一刻も早く実現しなくちゃならないというのは、これは私の方も終始一貫して主張してきたものでございます。ですから、そう言う意味では27年3月の開校を目指しましたけれども頓挫して、28年3月ということで、失礼しました、28年3月を目指しましたけれども、29年3月ということで御提案を申し上げたところでございました。ちょっと間違えてすみません。29年3

月の開校ということで御提案をさしていただいたところでございました。ですから、そういう意味からいたしますと、いずれは実施されていても、これは現在では解決できている問題である、先ほど、レールのようなものと申し上げましたけれども、このへんではやっぱり歩み寄りというの必要ではないかと痛感しておるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） いろいろ最後に町長は歩み寄りも必要ではないかとおっしゃいました。やっぱりそのへんが一つのポイントかなあというふうに思うところであります。やはり、協議を重ねてですね、やっぱり、1回2回ということじゃなくて、重ねて、何回も重ねていくことによって、ことはなっていくというふうに思います。今、税制の問題が盛んに自民党と与党の中でも歯車が合わずに、自民党公明党毎日のように協議がなされていると、相当の時間を費やしてですね、なかなかこう、時間がないというような状況まできております、TPPの交渉にしましても、相当の時間を何回となく続けてようやくこぎつけたというような状況でございますので、やっぱりこれはお互いに胸筋を開いてですね、子どもたちのためにやりにやいかんという思いでやるならば、町長が提案し、行動されますならば、事はなっていくんじゃないかと思えますけれども、なかなか、そのへんが町長、先ほどから何回も言いますが、見えませんものですから、我々も町長はどう考えておられるのかなあというような状況が正直なところですね。そういったことでですね、なかなか、ことは噛み合いません、時間もございませぬ、私なりに最後これを読ませていただいて終わらせていただきたいと思えます。

昨年9月の定例会で、菊水区域学校施設改修等整備計画策定業務費予算958万1,000円が提案され、校舎改修に関わる概算事業費の算定予算が可決、これに伴い昨年の10月設計業者に業務を委託されております。さらには、今年の1月19日から3回にわたりまして、議会の全員協議会におきましてですね、A案B案の概算事業費の提示がなされました。第3の案、この時に第3の案、言うならば、C案というふうに俗になっておりますが、あることを町長は認められましたけれども、このへんについては、町長の裁量権の範疇だということで、公表は是非中身をということをお願いをしましたけれども、公表はなかったと。また、設計業者を直接呼んで一ついろいろ聞きたいという要望を出しましたけれども、これも、この既に設計業者とは契約が切れておるし、もう、事業が完了しているというようなことが理由だったかと思えますが、理由にこれも誇示されました。これは、このことはいずれも、3月の住民説明会の中でもですね、こういう要望があったというふうに記憶しております。この時も全く応じられることはなかったと、これはですね、このことは議会、私は軽視であり、さらには住民無視であるというふうに思います。町長は執行権者としての説明責任があると思えます。さらには、9月の定例会におきまして、町長は、先ほどとダブリますが、白紙に近い形で、できるだけ早く協議をさせていただきたいと、ある議員の一般質問に対して、答えたところです。これは先ほど、新聞にもでておるわけですが、掲載になっております。町長の答弁は私は、高くこの時評価し、その後の対応に期待感を持っているところでございますけれども、既に、9月の議会から既に2カ月、3カ月近くになろうとしま

しても、全く協議がなされない、あったのは1回だけということで町長の答弁と行動に正合性がないというふうに私は思います。町長は耐震化を進め、その後、PTA、教育委員会、学校関係者と協議すると言われますが、今、全く先が見えておりません。町長としての考え方、方針、構想を町民に説明すべきであります。3月の住民説明会以降、事業内容は二転三転いたしております。事業の経緯について、町民に説明する義務があるのではないのでしょうか。また、議会と協議するといわれております。本件は2、3回の協議で、を重ねてことは解決することは難しい、厳しいと私は思います。お互いに粘り強く努力を重ねることは重要ではないかと思えます。耐震改修の必要性は十分理解をいたしておりますが、28年度新入学児童、西小学校が2名、東小学校が今のところ2名、また、異動等がありますので、まだ、減るかもしれんし、増えるかもしれません。これは不確定ですけれども、今のところ、そういうふうな状況になっているというふうに聞いております。複式学級の解消は合併前からの懸案事項であります。平成17年に南小の複式学級設置に端を發してですね、既に10年が経過いたしております。子どもたちのために早急に複式学級を解消すべく事情であります。耐震改修に優先をして私は進めるべきだというふうに思います。

町長のこのへんにつきましては、英断を期待いたしまして、以上で、私はこの質問を終わらせていただきます。町長これには答弁はいりません。ほぼ、内容は大体今までずっと言ってこられること、全く進展がございませんので、聞いてもそのへんかと思えますので答弁はいりません。時間的にもコストがかかるだけでございますので答弁を求めません。御静聴ありがとうございます。

○議長（杉本和彰君） 以上で、高巢議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、生山議員の発言を許します。

1番 生山敬之君

○1番（生山敬之君） こんにちは、1番議員の生山です。早速ですが、事前通告順に従いまして私の一般質問を始めさせていただきます。今回は2項目の内容に絞って一般質問いたしますが、より具体的に諸問題についての早期改善、そして、早期解決へと向かうきっかけになればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。1、防災行政について。（1）地域住民の生命、身体、財産の保護のために欠かすことのできない消防団員数が少子高齢化や社会環境の変化により減少傾向にある。町として消防団員の減少に歯止めをかけるためにどのような対策を考えているか。（2）国の補助（特別交付税）で地域防災マネージャー制度が平成27年10月30日に創設されている。和水町でも専門的知識を持った人材育成、人材確保のためにこの制度を活用してみてもどうか。以上、2点について御答弁をお願いします。以降の質問については質問席にて行います。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 生山議員の御質問にお答えを申し上げます。まず、防災行政についての御質問でございます。お答えをさせていただきたいと思っております。消防団員の減少の歯止め策と地域防災マネージャー等の活用についての御質問でございます。まず、先立ちまして生山議員におかれましては地域消防団員として、日頃御協力、御活躍をいただいておりますことに、まずは御礼を申し上げたいというふうに思います。さて、消防団員数の現状につきましては、議員が御指摘のとおり減少傾向にございます。確か、今年に入ってからと思っております。新聞等々で全国的な傾向ということで記事にもなったところでございました。具体的にはこの和木町におきましても、消防団員数は18年の合併時には613名であったということでございますが、本年12月1日現在で537名。この10年間で約80名程度減少をいたしております。申し上げましたように、どこの自治体でも消防団員数の減少には頭を痛めておられて、消防団内部でもお話し合いをもっているところがございます。次に、地域防災マネージャー制度については、11月中旬にその制度創設を承知いたしましたところでございます。4年前の東北大震災を受けまして、地域防災力の充実、強化が国及び自治体の大きな課題となりました。災害は御存じのように、いつどこで発生するか分からないものでありますもんですから、対策を講じておくことの必要がございます。その一環として、地域防災マネージャー制度が創設され、即戦力として災害対策や対応などに従事する人材確保が求められているものと考えております。今般の議案にも上程しておりますけれども任期付職員等々の採用についてもうまく利用、活用できないものかというふうに考えておるところでございます。以上、第一答弁といたしまして、詳細につきましては総務課長より答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 生山議員の防災行政について二つの御質問でございます。まず一つ目が消防団の減少の歯止め、二つ目が地域防災マネージャー制度の活用についてでございます。まず、消防団の減少の歯止め策でございますが、先ほど町長が申し上げましたとおり和木町においても消防団員の減少は課題となっております。県内調べてみましたところ、条例定数というのがございまして、その定数の数を確保している自治体は7市町村でございます。45市町村中7でございまして、大体あの農業が盛んなところのようでございます。また、本町と同規模人口を有しております県内自治体、南関、美里、南阿蘇、甲佐、錦、多良木、6市町が大体1万1,000前後でございますが、ここでは全て条例定数以下でございます。我が町は、この6市町村中、南阿蘇に次いだ人数を確保していると、団員数を確保している状況にはございます。しかしながら、本町の条例定数であります580人を下回っております。この10年間調べてみましたところ毎年30名前後の新しい加入をいただいております。が、入団者数よりも残念ながら退団をされる方のほうが上回っているという状況が続いております。本年11月17日には消防庁の地域防災室長通知がございました。ここに3点の重点事項として取り組むような要請が来ております。まず一番目に

消防団員の報酬引き上げ等の処遇改善。それから二つ目に学生や女性の加入促進。三つ目に地方公務員の加入促進。この3点を掲げております。本町における団員確保の対策でございますが、今行っておりますのは適齢期に18歳以上の方でございますが、その御家庭に現役消防団員が、地元の消防団員が訪問をいたしまして、勧誘をしているところでございます。それから、二つ目には今年度から、27年度から出動手当ですね、火事、災害等に対する出動手当を50%増額をいたしております。これについては、議員の皆様方の御理解により予算を組ませていただいております。また、町内の事業所におかれましても消防団活動に対して御理解をいただいております。さらに町職員につきましても、消防団に入団するということを奨励をしております。町内居住者は地元の消防団に入るように、また町外から通勤している職員についても本部付に所属するようお願いをしているところでございます。退団年齢の件ですけれども、条例上は50歳でございますが、今まで慣例的に45歳で退団をしていらっしゃいます。消防団員の減少の歯止めということ、消防団員数の確保という観点から近々平成30年度からは、条例どおり50歳退団の引き上げということで消防団内部でお話し合いをしてもらって決定をしたところでございます。なお、若年層には飲酒を、飲酒行為を嫌う傾向もございまして、飲酒を伴う行事についてはですね、幹部団員から飲酒の強要をしないように指導していただいております。基本的には自分たちの住む地域を自分たちの手で守るという意識付けが小さい頃からそういった家庭の中でですね、教えていくことも一つの大きな要因ではなからうかと思っております。それから、二つ目の地域防災マネージャー制度についてでございます。地域防災マネージャー制度は、防災の専門知識を有する人材を内閣府が地域防災マネージャーとして認定、証明する制度でございます。そして、その地域防災マネージャーを地域、失礼、行政機関に配置をいたしまして、防災をはじめ災害対応などに従事する即戦力として人材の雇用を促す制度でもございます。議員御指摘のように特別交付税でございますけれども、地方公共団体が外部人材を防災官、役職ですけれども、あるいは危機管理官などに、の役職に採用、配置した場合の経費について特別交付税として2分の1、または年間350万円のいずれか少ない額を特別交付税として措置される制度もございます。この地域防災マネージャーは防災研修の受講が必須でございまして、防災に関する一定の実務経験を有することも必要でございます。具体的に申し上げますと自衛隊、あるいは警察官、あるいは消防署等々で経験を積まれた方、あるいは国、地方公共団体でその業務に長年携わった方を想定しているようでございます。先ほど町長が申し上げましたように任期付き職員の条例を制定している自治体にありましては全国の例を見ますと防災専門官、あるいは防災専門員として任期を定めて採用している自治体もございます。現在、我が町では今期議会にですね、当該条例を上程させていただいておりますが、この承認をいただきました後には今後必要に応じてその防災マネージャーの採用についても検討をするに値するものと考えているところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

1番 生山敬之君

○1番（生山敬之君） まず、防災という言葉聞いてイメージするのは読んで字の如く、災害を未然に防止するというので、日頃から自然現象などによって過去にも繰り返している

災害箇所やその可能性のある場所を特定し、あらゆるパターンを想定しそれに備えることだと思います。防災とは何かということで改めて確認してみると次のように定義されています。「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ及び災害の復旧を図ることをいう。」と災害対策基本法第2条にうたわれています。私が何を言いたいかというと、災害による被害を最小限に抑えなければならないといことは、町行政はもちろん地域住民全ての方にとっても共通認識となっていると思いますが、災害の復旧を図ること、ここまです防災と定義されていることはあまり一般的に知られてないのではと思います。実際に防災イコール災害復旧とはイメージしにくいと思いますが、消防団イコール災害復旧と言われたら案外しっくりくるのではないのでしょうか。私は、防災イコール消防団といっても過言ではないと思います。「いざ、鎌倉」という言葉を歴史で学んだことがあります、「いざ、和木町」となった時に真っ先に駆けつけてくれるのは消防団ではないかと思います。改めて地域を知る消防団員の必要性、重要性を皆様に再認識していただきたいと思います。しかしながら、全国的にもピーク時は1952年に200万人以上いたとされる団員数は2014年で86万人と大幅に減ってしまっています。町長はこの危機的状況に対してこのまま現状維持で良いと考えておられるのか、それとも今まで以上に本気で何らかの対策を講じなければならないと思いがあられるのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 現状維持のまんまで良いかということでございますけれども、一人でも二人でもですね、参加していただく、あるいはお役に立っていただくということであれば、そっこのほうに先ほど総務課長も申し上げましたように、いろんな手段がですね、ございますので講じてまいらなくちゃいかんというふうに思います。私は地域によりまして感じるのは、非常にその消防団が、消防団の皆さんがやってくれるのが当たり前だというような風潮もございます。ですから、そのへんの地域の意識からですね啓発して、地域のために頑張ってくれてるんだと感謝を持つような気持ちもですね、育んでいく、調整していかなくちゃいけないことかなというふうに考えております。

○議長（杉本和彰君）

1番 生山敬之君

○1番（生山敬之君） 町長の思いを聞いて少し安心いたしました。そこで（1）についての質問になりますが、他の自治体では消防団に協力的な企業にそれぞれ独自の優遇措置を実施しています。例えば、建設工事等の入札参加資格審査における優遇措置や協力事業所応援減税などがあります。また、近隣の玉名市では各消防団員が団員証を提示すると飲食店などで割引サービスが受けられるといった「消防団応援の店」との連携を図った取り組みが、平成27年10月1日よりスタートしております。もう既に大変好評だと聞いております。このように実際に成果を上げている自治体があればお手本にして和木町でも取り入れるべきだと思いますが、町長の考えをお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 今、御紹介いただきました工事関係ですね、これにつきましては熊本県、我が町ではまだ採用はできておりませんが、熊本県において工事入札参加審査基準というのがございます。その中に社会貢献度を図る項目がございまして、消防団に入団している団員数によってその加点をされる仕組みがございまして、和水町におきましてもその社会貢献度の点数加算を受けている事業所が27年4月1日現在で5事業所ございます。その方たちについては審査にプラスをされているという状況でございます。本町においては入札参加資格等々についてはですね、工事の規模にもよりますけれども、県の基準を参考にしながら指名をさせていただいている状況でございますので、改めて町でそれを設けるということは工事関係では考えにくいかと思っております。ただ、建設業におかれましては若年層の就労者が減少をいたしておりまして、採用したくても採用できない状況下にありますので、本町独自のそのような優遇策を設けることは現段階では難しいのではないかと思慮しているところでございます。その他につきましては全国、近隣ですね、自治体のそういった優遇策を参考にしながら消防団内部でも、また庁内関係課とも協議を進めていかなければならない事項ではないかと考えております。

○議長（杉本和彰君）

1番 生山敬之君

○1番（生山敬之君） それらの費用対効果については計画、実施、検証、改善といったPDCAによって見えてくるものと考えます。さて、近年防災のキーワードとして「自分の身は自分で守る、自助」「地域で助け合う、共助」「行政が主体の救援、公助」の三つが挙げられますが、実は行政に頼り過ぎない自主防災、地域防災、自助、共助が重要だと言われております。（2）の質問につながりますが、これから求められるのは自主防災組織の実践的活動、そして地域防災リーダーの育成だと考えます。和水町からは災害被害者は一人も出さないという目標だけでなく、実現に向けて防災スペシャリストの育成を着実に目に見える形で取り組む必要があると考えます。この地域防災マネージャー制度は「防災はピンチはピンチであり、決して他人事で済ませてはならない。」という、意識改革を図り住民一人ひとりの命を守るための危機管理強化策として大変有効な制度ではないかと思いましたので、今回の一般質問で挙げさせていただきました。

続きまして、2項目目の久井原地区の悪臭問題についての質問に移ります。（1）今年の夏ごろから久井原地区周辺において悪臭の苦情が出ている。町が最初に苦情を受けてからこれまでの経緯と実際にどのような対応、対策を講じたのか伺う。（2）町立会いのもと2度住民説明会が行われている。町としてこの問題をどのようにとらえているか伺う。（3）悪臭は悪臭防止法によって規制されており、熊本県では全ての工場、事業場が対象となっている。そして、その規制方法は特定悪臭物質22物質の濃度を測定する方法と臭気指数規制（人の嗅覚に基づく規制）の二つの方法がある。熊本県は前者を適用しているが、和水町単独で新たに後者の手法、つまり住民の悪臭に対する被害感覚に近いとされる測定方法の臭気指数規制（人の臭気に基づく規制）を導入する考えはないか。また、その場合1年間の猶予期間があるため法律に基づく改善命令は、1年間は適用することができないとなっているが、その期間は特定悪臭物質の濃度による規制は有

効なのか伺う。以上、3点について御答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 生山議員の久井原地区周辺においての悪臭対策ということで、お答えを申し上げたいと思います。本年の8月4日上久井原区からのですね、悪臭の通報がございましてすぐに現地の確認を行いその旨を事業者に伝えたところでございます。その折に検知管による臭気測定を行いましたところ、1時間あたり0.3ppmで熊本県が定めた和水町の基準値1ppmを下回っておりました。なお、事業者におきましては悪臭対策を積極的に対応する。餌の切り替えや豚舎外での細霧、霧吹きですね、方式を8月末に導入をされました。それを受けまして9月の5日に地元区長さん及び評議員、それから一部の議員さん、役場及び県の玉名振興局立会いのもと現地の説明会を行い、9月の9日上久井原公民館での7月からの稼動状況報告を行いました。その報告会におきまして事業者は今後、においを軽減すべく育成豚舎を密閉方式に切り替える工事、完了予定が10月末ということで約束をしていただきました。また、地域の住民の皆様からは臭気に関するアンケートの要望がございました。9月の28日月曜日午後7時から午後9時まで上久井原区長及び評議員5名の皆様と一部の議員さん、それから役場税務住民課2名が事業所前で集合いたしまして、豚舎内確認作業を行いますとともに久井原ニュータウン公園内で現地確認し、合わせて地域住民の代表者の方からの要望を受け、その要望を事業者につないだところでございます。要望の内訳は当然ながら悪臭の軽減等ございましたけれども、11月の20日金曜日役場の税務住民課、農林振興課が連携しまして20日の午前9時から21日の午前9時までの24時間連続の臭気測定を行ったところでございます。その結果は1時間あたり0.1ppmで熊本県が定めている基準1ppm以下でありました。数値的にはそういう数値でございますけれども、住んでおられる皆さんにとられましては非常に日頃の生活にとって、由々しき問題であろうかと思えます。また、逆にですね、事業者さんにとられてはこれまた生活の問題があり、それまでの投資の問題もありということで非常に町としても苦慮をいたしておるところでございます。そういったところで今、一部生山議員も御案内かと思えますけれども、その対策に向けまして善処と言いますか、対策とともに講じているところでございます。それから、2番目の町立会いのもと住民説明会が行われて町としてこの問題をどのようにとらえているか伺う。ということは、今申し上げましたように1番2番とあわせて第一答弁にさせていただきたいというふうに思います。ただ、11月17日、それから9月9日、それから11月17日の2回説明会会議が開催されましたけれども、非常に厳しい御意見がございました。このへんも担当課の方からまた御説明をさせていただきたいというふうに思います。それから、人の臭気による臭覚に基づく規制ということでございますけれども、御存じのように悪臭の測定は、特定悪臭物の濃度を測定する方法と人の臭覚に基づく規制の二つの方法がございます。熊本県は前者を特定悪臭物の濃度ですね、を採用しております。和水町では独自で人の臭気に基づく規制を導入する考えはないかというお答えかと思えます。この、人の嗅覚による測定なんですけれども、臭気指数規制と申しますのは22特定悪臭物質の個々の濃度による規制と異なりまして人の嗅覚を用いた測定により、算出される臭気指数を指標として規制する

制度でございます。今現在、熊本県でですね、この臭気指数規制を導入している自治体はございませんけれども、じゃあ和水町が臭気指数規制を導入するとしましたらどういう手順が要るかといいますと、まず、熊本県が臭気指数を定める必要がある。導入及び指数を定める必要がある。しかし、今のところ熊本県では取り入れておりませんので、取り入れていないので今のところ指数についても定めてはいないという状況にあります。じゃあ、臭気指数は一般的にどこが定めるのかといいますと、町村については都道府県が臭気指数を定める。一般の市、市ですね、につきましてはその自治体が臭気指数を定めるということでございますので、熊本では一般の市についても臭気指数を定めている事例はないということでございます。和水町が臭気指数規制を導入することができるのかと言いますと、熊本県が臭気指数規制を定めていない現状では、単独ではなかなか導入できない。畜産の盛んな町、あるいは漁業の盛んな町で導入の考えがあつて、県にも相談したようでございますけれども、導入はできないまま現在に至っているというような状況でございます。これら含めまして、担当課の方から詳しい御説明、それから御答弁を申し上げたいと思います。第一答弁としては以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） それでは第1点の対策と経緯について、補足させていただきたいと思います。まず、町長の方からアンケートの調査云々ということもお話いただきましたけれども、その概要をちょっと説明させていただきます。先の9月9日の上久井原の集会の、説明会の折に悪臭に関するアンケート調査要望がございました。それを受けまして上久井原区長様方といろいろ御相談し、また御尽力いただきアンケート調査を実施することができております。その集計結果についてかいつまんで少し述べさせていただきます。対象戸数は74戸でございましたけれども、54戸から回収がありまして、回答がありまして、73%の回収率でございました。そのなかで問いの中に「近頃何かにおいがしましたか」と、いうと、54戸中48戸いわゆる89%、9割弱の方がにおいがしたと答えられております。また、「何のにおいですか」ということで「複数回答可」ということでやっておりますが、牛が1戸で豚が44、その他が6ということでございました。それから、施設改修のところですけれども、先ほど豚舎の中での細霧というのがございましたけれども、デオマジックHDというやつでございまして、初期段階では事務所付近だけでしたけれども、第二段階で育成棟の中と、それから最近はその育成棟外でも行なわれているということでございました。それから、先ほど密閉型への切り替えというようなお話も町長の方から答弁していただきましたけれども、10月末に完了しまして私どもも11月の2日に確認しております。11月1日から6日にかけて試運転をされましたけれども、なかなか効果が出てなかったということでございます。そういったのが一つのあれです。それから、第2点目の集会の時の・・・問題をどうとらえているかというようなことでございますけれども、若干重複するところがありますが御容赦いただきまして、悪臭防止法の第8条に「市町村長は規制、地域区域内において苦情が発生し事業活動に伴う悪臭原因物質が規制基準に適合しない場合、その不快なにおいによって地域住民の生活が損なわれていると認める時は、市町村長は当該悪臭発生事業者に対して法に基づいて改善勧告、改善命

令を発することができる」と、規定されておるところでございます。しかしながら、先ほど町長の方の答弁からありましたように、基準値以下ではございました。しかし、そうは言いましても住民の皆様の不快感を感じられておられる現状は察して余るものがありまして、今後とも事業者に対しては引き続き臭気の軽減に努めていただくようお願いしていくこととしておりますし、実際行なっているところでございます。それから、いわゆる臭気指数規制によるあれはできないかということでございますけれども、こちらも法の第4条に特定悪臭物質規制、もしくは臭気指数規制のいずれか二者択一ということになっておりまして、この定めるのは熊本県でございまして、熊本県が特定悪臭物質規制ということを取り入れておりますので今のところできないことになっております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

1番 生山敬之君

○1番（生山敬之君） （2）の部分で、住民説明会で住民側から町に対して旧菊水町時代に町が発行した久井原ニュータウンの宅地分譲受付募集のチラシについての厳しい意見が出たと思っておりますが、実際に当時のチラシを見てもこのように書かれています。抜粋して読みますが「あなたも仲間入り菊水町が自信を持っておすすめする安心、確実な優良物件です」また、ほかには「耳をすませば聞こえてきます。楽しそうな子どもたちの歓声。伸び伸びと遊ぶ子どもたち。心豊かな多くの笑顔があります」と。今回の悪臭問題が出てくる前は、確かにそのような光景が日常的に見られましたが、今、子どもたちの様子はどうかと言いますと、登下校時に鼻をつまんで「くさい」と言ってるそうです。また、家の中でも食事中ににおいがしておいしく食べられないとのことです。そして、離れて暮らす子や孫が遊びに来たときに「こんなにおいがするならもう来たくない」と言われ大変ショックを受けられたそうです。そこで、まちづくり推進課長にお聞きしたいのですが、もし仮にまだ久井原ニュータウンに空き地が残っていて、再度、宅地分譲のチラシを作成するとなった時に前回と同じような内容を書くのでしょうか。チラシに空気がきれいと載せてアピールできるのでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） 生山議員の質問にお答えいたします。久井原ニュータウンは第一期の分譲の開始が平成11年の2月2日に行っております。その時の分譲の区画は53区画。そのうち2区画が土地の提供者の方の土地ということございまして、第一期の分譲の開始で41区画が販売をいたしております。生山議員がおっしゃいます時のチラシ、ポスターによりまして実際「空気がきれい」というふうに書いてあります。平成14年の時の販売。10区画の販売のことだと思っておりますけれども、その当時も環境、ごみ焼却場がありまして、ごみ焼却場が町の、和水町となりました18年と同じ18年の4月に長洲の方のクリーンパークファイブが竣工いたしまして、こちらの方で開設しておりまして、その時にはもう畜産団地の減少もありまして、ごみ焼却場もなかったと。14年の時にはあったということに思っておりますけれども、その時の10区画も完売いたしまして、完売が23年の9月に全部完売したということになっております。今後、そのような分譲

をする時にこのようないふ文句ができるかということですが、おっしゃられるとおりに今の現状からいたしますと、そのような環境の整備をまだ進めていかないとこのようなことはうたていけないのかなというふうに感じております。今後はですね、まちづくり推進課と農林振興課、税務住民課の衛生の方ともこの問題につきまして勉強しながらですね、改善策ができるような方向で進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 先ほどのチラシには応募資格として「10年以上連続して居住する方」と記載されています。当然この地に一生住む覚悟で家を建てられた方がほとんどだと思います。しかし、このような状況がこれからも続くのかと不安を抱えて暮らすのはもう嫌だと出て行くしかないまで、言わせてしまっているこの責任はどこにあるのか。実際に土地、建物を売って移転しようとしてもこの環境で買手はいないんじゃないか。不動産価値は大幅に下がってしまったのではないかとの声も上がっています。なおいに関しては、法律上基準値を下回ってれば一時的ですら営業停止を求めることもできない中で、住民の気持ちはどうなるのでしょうか。この広告を信じて町が分譲している土地なら安心だと思って生活の場を選んだその地が多くの笑顔であふれていたはずなのに、今、久井原地域の住民の笑顔は失われつつあるということをご存知でしょうか。真剣に考えて受け止めていただきたいと思っております。

時間が限られてますので、次の質問をいたします。先月11月に施設の側を流れる小川で小魚やカニが死んでいたと聞いていますが事実であるか伺います。また、事実であったとすれば町としての対応、対策はどのようにされたのか、水質検査等の原因究明はなされたのか伺います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） 今、お尋ねの小魚やカニが死んでいたのは事実でございます。その原因は事業所の施設改良に伴いまして、生コンを送り届けた後、生コンの運転手はその生コン車を洗浄されています。その洗浄されたものが小川に流れ込み、その小魚やカニが死んだ原因ということになっています。したがって、そこの事業者には先に伝えていたことをですね、今後注意していただくことを言ってくるところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 原因が判明したということで良かったと思いますが、これはこれで問題だと思っておりますので、今後川が汚染されることのないように再発防止に努めていただきたいと思っております。次に（3）のところで臭気指数規制を導入してみてもいいかと質問しましたが、特徴として人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化するために測定時に特定悪臭物質濃度の測定のような高額な機器を必要としないということと、精度、管理、安全管理マニュアルも策定され測定の信頼性が高いため、他県では臭気指数規制を導入した自治体も近年普及しているようです。環境省のホームページで確認したところ臭気指数規制の適用地域として臭気指数規制導入にあたっては当該

市町村における一区域のみの適用も可とするとあります。また、希望する市町村について新たに臭気指数規制を導入するとあります。規制地域を定めるのは県に権限があるとの答弁でしたが、町としては現時点では考えていないと答えられました。県は町長の意見を聞いて判断することができると思います。私が県の環境生活部環境保全課のほうに問い合わせたところ、県の回答は一定の条件が整っていれば、町からの申し出があれば測定規制基準の変更はできますとの説明を受けました。私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、電話一本で調べられる内容を確認されてないということだとすれば、それは職務の怠慢とまでは言いませんが昼夜問わず現地まで何度も職員の方が足を運ばれているのを知っていますので、ただしこの件については住民に寄り添った対応をされていないのではないかと指摘せざるを得ません。私が懸念するのはこの問題の解決策が見出せない状況が続いて、裁判などによる和解を求めた場合、多大な費用と時間、労力がかかってしまうということです。そこで一つの解決策としてそのような負担を軽減するために設けられた公害紛争処理制度というものがありますが、町としてはどのように考えているか伺います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 議員御指摘の公害問題についての調停と言いますかですね、制度がございますのは存じております。ただ、現状においてですね、先ほども申しましたように、住民の皆様方の不快感と言いますか、お困りはもちろんでございますけれども、事業者のほうもですね、議員も一部御存じのように鋭意努力をしておりますのでございます。そういう審査会に頼らずともですね、解決できれば一番良いと思っておりますので、町のほうもデジタル機器等々、今発注して代替機が来ておりますけれども、これらも含めましてですね、当面对応を続けてみたいというふうには思っております。しばらくの御猶予をですね、いただければありがたいというふうに考えます。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） この規制基準の変更については、公害防止協定との兼ね合いもあるかと思っておりますので、御検討を願いたいと思っております。悪臭対策については脱臭装置の設置等、維持、管理を含め多額の費用がかかると思いますが、施設に対して国または県による資金融資制度が設けられています。そういった情報も知らないよりは知っていたほうが良いと思っておりますので、担当課の方には熊本県産業活性化資金融資制度というものがありますことをお伝えしておきます。所管は県の経営金融課となっております。残り時間も少なくなつてまいりましたけれども、悪臭問題については早期解決がなかなか難しいとされる感覚公害であり、町としての立場は住民の生活環境を守らなければならない。一方で農林振興の普及に努めなければならない。その両面のバランスを保つのに難しい判断をしていただければならないわけですが、私が今回一番お伝えしたいのは久井原地域住民の方々様が求めておられるのは損得によるものではなく、また善悪によるものでもありません。当たり前にあるべきはずのきれいな空気、おいしい空気、ただそれだけなの

です。苦情が出てから今まで納得できる材料が何一つ見当たらないまま我慢をし続けているという状況の住民に対してどうか説得ではなく納得のいく判断をしていただきたい。住民の方が少しでも納得できるような回答がありましたら御答弁をいただけたらと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 生山議員が言われるのは、もう100%120%そのとおりであります。ただ、事業者の方のほうにも改善の努力はしたいと、双方が成り立つように努力はしたいという今、姿勢も意向も見えますので、できるかぎりそちらの方の意向も尊重しましてですね、対応に当たらせていただければと。これは決して言い訳ではありませんけども、改善の努力が実った部分もありまして、一時期よりもですね、私も三度ほど最盛期、それが少し改善した後、それからつい最近。三度ほど現地のほうにまいりましたけれども、改善の部分もございますので、さらにその改善に上乘せができないかというようなことを含めましてですね、町もこの豚舎ができます前の協定書がございます。立会人にもなっております。重要なポジションにあると思いますので心して対応してまいりたいと思いますので御理解いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君） 以上で、生山議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時55分

再開 午後 2 時10分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に森議員の発言を許します。

2 番 森 潤一郎君

○2 番（森 潤一郎君） 皆さんこんにちは。2 番議員の森でございます。午後の時間、お疲れのところでもありますけれども、私もこの定例会で一般通告を 1 点やっております。しばらくお付き合いをお願いしたいと思います。今年の 3 月予算議会、それから 6 月の議会と、2 回に及ぶ町長辞職勧告案の可決がなされました。非常に残念なことでありましたけど、これはもう見解の相違ということでやむを得ないのかなというふうに思っております。9 月議会での、先の 9 月議会での町長発言は白紙に近い形で協議をさせていただくと進んでおります。しかし、その後 11 月の 29 日でしたか、1 時間ほどの併設型新設校の支持派議員との話し合いが 1 回あったきりで終わっております。その後の町長行動は何もなく、無為のまま今日に至っているように私には見えます。先ほど午前中の高巢議員とのやり取りの中でもいろいろありましたけども、水面下の問題であるとか、あるいは議運の場での話であるとか、なんらかのアクションが町長はおこされるのかなというふうには私はある面期待をしておりました。ただ、そういう中でありましたけど、私なりにアンテナを精一杯掲げて望んでおりましたけど、とうとう、私のアンテナに引っかかるような情報

は入ってまいります。福原町長、あなたは議員の質疑に対してはその場その場の対応で済ませれば良いと思っていられるのでしょうか。私達公の立場に立つ人間は己の言葉に対する責任を持って行動していかなくてはならないというふうに思っております。学校問題に対して建設的な議論の場の設定が白紙に近い形で協議するということがあったのではないのですか。既存の小学校1校を改修して他の小学校3校を統合する従来の考えは維持したうえで事業内容や費用等を協議すると同時に、中学校1校と統合対象の3小で遅れている校舎等の耐震工事を求めるが、議員の半数が支持する小中併設校の新設案も除外しない方針だというふうにある議員との先の9月議会の定例会の中の一般質問では答弁をされております。子どもたちの安心安全を基本に据えながら、我が町の高い教育理念に基づいた教育環境を実現するためには、町長と我々併設校新設の支持派議員では激論が予想されるのは当たり前の話です。それはいい我が町のよい教育環境を作るために絶対必要なことであります。私たちは我が町の高い教育理念に基づいた教育環境の実現のために今、千載一遇のチャンスというふうに捉えています。そういう中で、将来に悔悟を残さないために学校問題は真剣に考えざるを得ません。そういう中で私は1、菊水区域小中学校統廃合計画の停滞、遅れについて（1）菊水地区の小中学校統廃合問題は遅々として進まず、心ある住民の皆さんはあきれ果てているのが実情であります。町長も議会も責任は重大であると言わざるを得ません。このことについていかが思うのか伺う。（2）町長は9月議会の一般質問の答弁の中で、打開策も含めて白紙に近い形で協議、調整の場をお願いしたいと発言されている。9月議会後その場の設定はほとんどなかったと思うが、どうしてなのか伺う。（3）菊水地区の教育環境整備の遅れが生じている。子どもたち、学校現場に問題は出ていないのか伺う。後は2回目につきましては、質問席の方からお尋ねをしていきたいというふうに思います。町長、あるいは教育長、真摯な答弁を期待してお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 森議員の御質問に第1回目のお答えということで答弁をさせていただきます。なお、不足の点があるかと思しますので、具体的にいちいちやり取りを通じながら細部は、お願い申し上げたいというふうに思います。第1回目の答弁をさせていただきます。

まず、1番菊水地区の小中学校統廃合問題は遅々として進まず、心ある住民の皆さんはあきれ果てているのが実情だ。町長も議会も責任重大である。このことについていかが思うのか伺う。ということでございます。学校統合問題につきましては、御指摘のとおりでございます。現状、なかなか前に進めていない状況であることはもう間違えのない事実でございます。そしてこの統合事業につきまして、議会、議員の皆様のお意見を一致して取りまとめができていない、このことにつきましては己の不徳といいますか、痛感しているところでございます。このことはこれまでずっと申し述べてきたとおりでございます。どう考えるかということにつきましては生徒達御自身、それから保護者の皆様、学校現場、町民の皆様の御心情を察します時に、申し訳ないという言葉ではとても表すことのできない、本当に心が痛む思いでございます。そう言う意味では、毎日が心の葛藤でございます。でありますならば、学校現場の切実な御要望も頂戴をいたしてお

ります。切迫した状況にある耐震対応だけはなんとしても着手をさせていただきたい。先ほどもお答えを申し上げましたけれども、和水町の子どもたちだけが取り残るというような状況では、私自身はもちろんでございますけれども行政議会がともに誹りを受け、児童生徒と学校現場のモチベーションに影を落とすということにもなりかねません。それだけはなんとしても避けなくてはならないと思っております。耐震補強の必要性はどの議員さんも同じだと思います。是非、このへんの御理解をよろしくお願い申し上げたいところでございます。それから、町民の皆さんはあきれ果ててという表現がございますけれども、そのとおりでございます。言葉を変えれば、「もうどっちでもよかけん、はよ耐震だけはしてくれ」とそういう言葉もいくつも耳に入っております。とりあえずは、そこにお答えをさせていただきたいと思うところでございます。いちいちにつきましては、自席で答弁をさせていただきます。

2番目、町長は9月議会一般質問の答弁の中で、打開策も含めて白紙に近い形で協議、調整の場をお願いしたいと発言している。9月議会後その場の設定はほとんどなかったと思うが、どうなのか伺う。ということでございます。話し合いの場につきましてはですね賛否両方の議員さん方の代表者というのには過ちがあるかと思っておりますけれども、その話し合い、私を含めましての打診、議員方がおそろいの中での打診、私と7名の議員方との接触、と形はいろいろありましたけれども、議論の入口に達せずに、至らずに終わっております。私の中ではそのように解釈をいたしておるところでございます。今後、その方向は御無理を承知でお願いしてまいりたいと思しますので御理解をお願いしたいと思います。これについても個々にあると思しますので自席でお答えをさせていただきます。それから3番目については、学校現場の管轄である教育委員会の方が妥当だと思いますので、教育委員会からの答弁をお願いしたいと思います。第一答弁でございますけれども、以上にさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 森議員の方から第3番目にあたります、特に菊水地区の教育環境整備の遅れで子どもたち、学校現場に問題は出ていないかとお尋ねがございました。現在子どもたちの減少というのは御存じのとおりでございますけれども、菊水中央小学校以外に三つの小学校が複式学級をしております。来年度の1年生につきましても新入時は菊水西小学校は2人、それから菊水東小学校も同じく2人というような状況で来年度の予定は、菊水東小学校が完全複式になる予定でございます。あわせて、29年度は今度は菊水西小学校が完全複式というような。平成34年度迄に複式学級はこの三つの小学校の中で6学級は続く模様でございます。そういう中でありまして、そういたしましても、複式補助員などもたくさん入れていただいて一生懸命頑張ってお勉強もしている姿でございます。森議員も新聞等でもご覧になられたかと思っておりますけれども、各小学校でたくさんの新聞紙上の、ここで私持ってまいりました、宝箱という熊本日日新聞の最初のページあたりに子どもたちがほんとにこう純朴で健やかに成長しているそういう気持ちを表した作文などもたくさん出していただいておりますし、それから中学校におきましても、学習面、それからスポーツ大会、音楽発表会、非常に頑張ってお生活していただいております。本当に私ども感謝してい

るところで、そのような状況でありまして、子どもたち自身につきまして、特に問題点ですか、そういうこと自身については、この学校統合が遅れているからというようにそこは今のところ見当たらないと。それから最後に、不登校、いじめ問題等もですね、今月の報告にも上がってきておりません。みんなで頑張っている生活をしている様子を伺っておるところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） まず1点目の問題ですけど、遅々として進まない、非常に憂慮していると、町長と私ら議会の責任というものもある面では同罪だというような私は書き方を今回しました。ただですね、こういう今の議会の政治状況の中で、五分五分の状態の中ですね、町長が自分の選挙公約に対してその実現のために努力をされる、これは当然なことなんですね。そりゃ、選挙公約ですから、ただそうは言ってもそのことが、自分の公約実現のための行動がどうしても一定の議決を得られないまま前に進まないという状況が出た場合には、これはやっぱりどうしてだろうかというふうに考えていくのが当たり前の話で、そのことを原因を考えながら少しずつ排除するようないは自分の動きやすい政治情勢を作り上げていくというのが私は首長さんの一つの一定の判断基準、判断アクションではないのかなというふうに思います。いみじくもですね、荒尾市長の山下さんがいわゆる選挙公約でもって病院問題を掲げられて、敷地問題で今ずっとこの半年近く、半年にはなりませんかね、4カ月近くなると思います。ずっと9月以降一定の行動をされてる。その動きが時々新聞に載るんですね。そすと、私はやっぱし、この人は非常に政治的な判断をしながら動いてるなというふうにいつも感じます。と申しますのは、彼は最初、いわゆる競馬場跡地というのは山下市長の頭の中には全然なかったんですよ。それを住民の意見を聞かなくちゃいけないという理由でもって、それをその検討委員会も候補地の一つということでもって、6候補地に広げて、最初は確か二つの候補地だけを彼は掲げてたんじゃないかなと思いますけど。それを今度住民の意見をよく聞かなくちゃいけないということでもって6候補地に広げ、そしてそれを集約して今はもういわゆる病院跡地と、病院跡地じゃない、運動公園跡地かなんかですかね。と、その競馬場跡地が二つの候補地に絞ったような、そういうふうな状況に進んできてるわけですね。私がこのなんでこの話をするのかと言いますと、いわゆる一つの首長さんの政治手法ということでですね、福原町長のこの1年8カ月ほどのなんかこう私、他の議員さんとのやり取りもそうですけど、私とのやり取りの中でも、私の一方的な受け止め方かもしれませんけど、なんか頑なさを私は感じるもんだからですね。お互い政治、選挙で上がってきた身ですから、そのへんは妥協するところは妥協するという政治家的な動きをしていかないと、なかなか噛み合うとも噛み合わないということになっていくんじゃないのかなと。自分自身はそういうふうに感じます。ですから、この今のこういう我が町の政治状況の中ですね、福原町長があくまでも、今回もそうなんですけど、学校施設の耐震工事についてはまずこれを認めてくれと、後の話は後からだ、という形を出されるとですね、本当にあなたは話し合いを望むんですか、その保証はどこにあるんですかっていうふうに私は反論せざるを得ないようになるし、

よしじゃあ自分の政治生命にかけて反対していこうというふうに今度私を追い詰める形になるんですよ。そういう形を出てこられると。ですからですね、そのへんをもう少し踏み込んだ相手の立場で、森議員どうしてそこまであなたは考えるんですか、私がこの問題をですね、こんな年くってまで出馬してきて抵抗しますのはですね、やっぱり我が町の自分なりの教育を一生懸命いい教育の町にしたいという思いが強いからですよ。私はそれだけです、はっきり言って。他は何もありません。だから、我が町は大きな企業があるわけでもない、過去は松下さんという大きな企業もありましたけど、もう合併後もそんな大きな企業もないし、松下も小さく、近頃は小さくなってしまっているし、まあそういう中ですね、やっぱり何を売り材料にするかなと、そしたら、私が区長時代にいわゆる番城グラウンドに新しい学校の併設小中一貫校の併設、新校、併設校を新築するという案が出たもんだから、これは売りに出せるんじゃないかなと、そういう意味合いから、私は、そして議会は賛成、後半ですね、36億円まではスムーズにいったんですけど、予算額36億まではスムーズにいったんですけど、後がちょっともたもたして、そこでもって今度は福原町長的な考え方、中学校のその先ほど高巢議員に答弁されていたああいう問題が出てきて、それでいわゆるこういう形が出来上がってしまったという状況になっております。ただですね、そういう、それは一つの経過ですからこれはもう当然そういうことはあると思います。けど、やっぱり、今、私は議員だし、福原町長は首長ですから、重大な責任を持っておられるし、その事については特に今回の出された、耐震、学校の中央小の、中央小に限らず、西小、東小ですかね、3校の耐震改修工事、いわゆる予算的な面で眺めれば、5,000万ぐらいの無駄金が、もしですよ、中央小のこれ、中央小でいわゆる合併学校が出来上がるという形になった場合には、これは西小学校と東小のこの耐震工事費用は完全に無駄金ということになりますね。これは、過去に私が番城グラウンドの新設校のいわゆる設計予算の1億3,000万はどうなりますかということ聞いたときに、福原町長はおっしゃいました。それはもう捨てざるを得ません。もう、やむを得ません。というような御答弁だったと思います。おなじようなことがまた起きるわけですね。まあ、金額は5,000万ちょっとですけど。で、そういう金を、そういうお金を使うぐらいならば、何で踏み込んで、大変と思いますよ、大変と思いますけど、福原町長、あなたがしでかした今の状況、状態じゃないですか。あなたが仕掛けてきたわけでしょ。だから、その事についてなんで我々に踏み込んだ話し合いの場を持つような、そういうことをされないんですか。そのことをちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） まず、無駄金ということでありましてけれども、これはもう、解釈のしようかなというふうに思います。確かに、大事な税金ですから、使わないで済むものは使わないようにしなければいけない、いけないけれども、どういう方法をとるにしろ、後2年程度はあるわけです。期間がですね。であれば、金額の高が違いますから、事例はよろしくないかもわかりませんが、どっちみちスプリンクラーを付けるんだから、消火器はいらんばいと、言いますように、高が違いますのでね、この例示が必ずしも正しいとは思いませんけれども、予防というの

はそういうものじゃないかなと、これは見解の相違です、私はそう考えます。それから、公約を、公約に固執するなというようにことだろうと思いますけども、これは一面そのとおりかもわかりません、と思いますけども、ただ、私の方もですね、公約イコール自分の思いということでございますもんですから、これをですね覆すというのはですね、やっぱり相当無理がございます。じゃあ無理があるからやらないのかという話でございますけれども、町民説明会、午前中に町民説明会の話が出ておりましたけれども、町民説明会等々におきましても、片やだめだよ、片一方はそのままいきなさいというような御意見でございます。これをそのままひっくり返すということは、なかなか厳しいところがございます。じゃあ、住民投票なのか選挙なのかという話になろうかと思っておりますけれども、過去、1回の住民投票とそれから選挙を経てまいりました。何度も何度もそういう形をとっていいのかと言えばですね、そこは私のこれまで好みとしなかったところでございます。したがって、お願いという、とにかくお願いという形でこれまでやってまいりました。したがって、今、この段階では、まず先ほど話が途中でそれましたけれども、2年間というですね期間を考えれば、やっぱり予防的な、言葉は悪いですけども、無駄金になるかもしれないけれども、やっぱり予防策は打つとかなくちやいかんのじゃないかと、私は考えるところでございます。ですから、まず、予防をさせていただいて、その後、しっかりお話し合いをいたしましょうと、そういう思いでございますので、そここのところは、何が何でも自分の公約を通すためということでもございませぬので、御理解をいただきたいというふうに思います。ただ、方針をですね大転換するということは、今現状ですよ、自分の意に反するところでもございませぬし、あるいは、町民の皆さんの期待を裏切るところでもあろうかと思っておりますので、そこを変えなければ耐震をやれないよということであれば、これは非常に厳しい現実がございます。荒尾市との違いはですね、どう言えばいいんでしょうか。和水町の場合は、もうはなから二者択一という状況でございます。ですから、二者択一であればですね、Aを選択する、Bを選択すると、これはもう意見の分かれがあつて当然といえば当然、じゃあそのへんをちゃんと調整しなさいよということであろうかと思っておりますけれども、何度も言いますけれども、まず、予防をさせていただいて、その後にということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 1番、2番は関連したような形になりますので、あわせてお尋ねをしたいと思っております。今の状況の中でですね、先ほども申し上げましたけど、首長、町長も議会も責任重大であるというふうに私が書いた理由として、いわゆる町長は私ども全協で議会側もライト設計を呼んでくれ、いろいろ尋ねたいこともあるからというようなことに対して、呼べない理由をいろいろおっしゃいました。そういうことで、後はもう町長としての裁量権でもってこの問題は解決、押し切られたという、そういう経緯がございます。そういうことになってくるとその責任の重大さがですね、非常に変わってくるんですよ。町長は全てその責任を感じてもらわなくちゃいけない。だって、我々はそここのところをライト設計あたりに例えば80年、70年のいわゆる対応があるんですかというような、この工事費のこの算定のこの費用でもってというようなことを

私自身が尋ねようとしても、それはライト設計がいなければ聞けないわけですから。そして出てきたのはB案、C案。A案、B案という感じで数字的には出てきています。ですからそういう中で、子どもたちの安心安全をしっかりと、子どもたちの安心安全を守るという保証を自分なりに作り上げていくというのは当然なことでしょう。私自身が考え方の基本に据えるのはですね。そここの確保をするためにライト設計が是非呼んでほしいというふうに言っても呼んでもらえなかった。そうすると今度はその部分の責任は町長の方に転嫁せざるを得んようになってきます。ですからそのところがですね、どうしてライト設計が呼べなかったのか、まあこの期に及んでまだそこまで言うんですかって、言いますよ。だってそんな簡単な問題じゃないですもん。私自身、今のこの新しい学校を作るというのは、大きなお金を何10億という、例えば町長の案にしてもいざ20億から30億近くのコツがかかるんですわ。いい学校を作れば絶対かかりますよ。私が番城新設校の方がいいと思っているやつだって28億円予定されていますから。これにプラス消費税の、消費税が今、自公の与党の中でいろいろすったもんだやっていますからどうなるかわかりませんが、それでも上がるのは間違いないでしょう。そういうことからいけばですよ、それ以上かかるわけですよ。そうするとですよ、そういう中で何10億というようなお金は動く、そんな大きな事業に対して、そりゃですよ、1年や2年、だから遅れてもいいとは言いませんけど、納得するまで私はしなかったら議員として失格ですもん。ですから、しつこく、こういう形で、もうずっと私はたぶんですわ、私が議員である限りですわ、町長がようやくこれで福原町長と腹を割ってしゃべれるようになったなていうところまでたどり着かん限りはですよ、私はずっと言い続けると思います。それが私の仕事ですもん、また。ですからですね、そういう中でやっぱり、この今回耐震改修工事を是非理解をしてくれというふうに町長はおっしゃっていますけど、そういう中で、私自信が思うことはですね、じゃあどういう学校を想定されているんですか、やっぱりいわゆるあれで示された、全協で示されたこの資料の、このいわゆるここにこう資料ずっとこうB案、A案、改修案というようなね、こういう形でいかれるんですか。私はこれでは納得しないんですよ。不満足ですもん。もっといい学校を作ってほしいというのがあるんですよ。どっちみちお金をかけるんですから。個人の家だってそうでしょう。一つの家を作ろうと計画した時に、そのまんま、それで例えば3,000万の家を作ろうとされて、3,000万で終わることはまずないと思います。必ず、もう少しここをこうしたいというのが出てきます。そりゃもう学校問題も一緒です。そう言う意味ではですね、これでいいのかなと。私は一つなんちゅうかな、いわゆるプール問題あたりもそうですけど、改修案あたりには載ってないわけですね。21億の方には載っています。これはですね。ですから、本当にそのとおりにもっていくんですかということの確認が取れなければですね、そりゃ耐震改修工事に今回私が賛成するわけないでしょう。私は今申し上げたような考え方でずっと議員活動をやっているわけですから。ですから、そういう意味合いからですね、非常に、福原町長と私とで、福原町長はまず、自分のやり方、政策を評価してください、それから私を信頼してください、そしてそれから話し合いをしましょうという、そういうどうもやり方みたいですけど、私はそれではちょっとどうかなと。まず福原町長の信頼性というのをまず感じないと、どうしても前に踏み出せないなと。そここのところですよ。そのためには、じゃあ今からでも遅

くないです、予算をつけてライト設計呼びます、言ってもらえれば案外私はほろっとなるかもしれませんよ。それだけのこと言ってるんですから。そこではっきりした一つの自分なりの案を確立した学校建設案をびしっと持って、そしてじゃあもうやむを得ないと、じゃあ自分が、今度は自分が踏み込もうとか、あるいは町長に踏み込んでもらう。そういう折衝をしていかないとこの問題は私は前に進まないと思います。後は従来、蒲池議員、蒲池議員という個人名を出したらちよっとまずいですが、町長が信を問われるとか、そういうふうな、あるいは我々が町長の不信任案を出すとか、そういうふうな形しかも考えられないということになりかねませんので。ですから、どっちがいいかというのはその時点、その時点でお互いが判断することだろうと思いますけど。それからですね、1点だけ、いわゆる菊水地区、特に原口地区にですね、お住まいの方で、はっきりした数字は私も握っておりません。ただですね、私が知ってるだけでも、最低3件の方はですね、番城に新設校ができるということ、情報を得られて他町から移り住まれた方がおられるということですね、これは申し上げておきます。ですから、それだけ外部から眺めたら、この小中一貫校の新設校、番城に対する新設校というのは魅力があったということですね。で、やっぱりじゃあ菊水に住もうということで移ってこられた。私はそういう取り組みが定住促進につながっていくし、そしてまた我が町の人口増、あるいは先ほどね、そういう人たちは若い人たちが多いのですから、そうすると先ほど生山議員の質問の中で、聞いておられた消防団の問題あたりとか、若い人に住んでいただくというのは、私の部落にも2件ほどいわゆるなんちゅうか、住みやすいからという形で移り住まれた方が2件ほど、非常に部落の立場としてはですね、区の立場としては、非常にありがたい話だなということで、喜んで迎え入れましたけどですね。そういう人たちも、1人は50ぐらいの人かな、もう1人はまだ20代の若い人ですもんね。ですから、そういう人たちが1件でも、2件でも増えるような、ことにつながるような、そういう私は問題という一面もこの学校問題は持っているなということも思っているものですから。一応御紹介と、そういう側面もあるんですよ、町長と。わずかな3件ぐらいの人たちかもしれないけど、だけどそれを増やすことが3件を4件、5件、10件と増やしていくことが大事なことじゃないのかなと私はそういうふうに思っております。それからこの問題に関してはですね福原町長とこれ以上やりあってもいわゆるなかなか前に進まない一面がありますので、御答弁はもう結構でございます。3番のですね、教育環境整備の遅れのことについて、教育委員会の方にお尋ねをしたいというふうに思います。先般、全協の中で御説明がございました、菊水中学校の不幸な出来事があったということですね。子どもの人権にかかわる部分がございますので、私もどうした、どういう言い回しをすればいいのかなということで非常に危惧しておるところですけど、ただ、議会人として申し上げるところは申し上げとった方がいいだろうという自分なりの判断をして質問をいたします。私が一番心配するのはですね、大人の世界の出来事がけっきょく子どもの世界に反映されるということが、言われることがありますので、そのへんが一つなかったのか、そのへんの問題は、先ほど、教育長の方から、教育、小学校の方の現状については、非常に何も問題なく生き生きと子どもたちは生活ができているというふうにお聞きしましたので、一安心はしてまずですけど、これは中学校の問題になりますので、そのへんを。それからもう1点ですね、今の菊水中学校非常に

成績がいいということを時々聞きます。成績がいいことは悪いことじゃありませんので、けど、どうもその勉強一本やりになった結果が今回の事件あたりに、事象あたりにつながっていないか、そのへんあたり、もしお考えあたりが教育長の方から、お尋ねができればお答えをいただきたいというふうに思いますけど。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 森議員の方から先日中学校での問題というようなことで御指摘ございましたけども、先般、全員協議会の中でもお知らせしましたように、学校では、中学校のことをちょっとしておきますと、中学校ではいろいろ、定期テスト等がございます。そういう個人の情報と、これは持ち出してはならないと、持って出る場合につきましては、十分管理職の支持の下、また、許可の下、そういうものに基づいて持って帰ると。そして同時に保管に関しては厳重に対処することというような条件の下での持ち出しというのはあってるんですけども、今回の場合は他の教科書だとか、プリントだとか、そういうので、明日の授業の教材研究などをする資料なども一緒に持って帰った中に答案用紙が入っていたと、まあ、そういうようなことで、子どもさんの方にもそれにかかわるようなことにつながったと、いうようなことでございまして、学校といたしましても、教育委員会としてもやはり個人情報ということに関してはですね、絶対守らなければならない。あつてはまたならないということで、第1段階として私が校長と、教頭、本人に対してですね、厳重注意という形で指導したところでございます。それと同時にやはりかかわってこられた子どもさん方にもしっかりこう謝罪と同時に今後の学校の指導のあり方、そういうことにつきましても説明。それから中学校の全部の保護者にも同じように説明をいたしまして、謝罪して、今後しっかりその件につきましても、指導していきますということでお話を、保護者会に私も出席させていただいたという状況でございます。子どもさんにつきましては、やっぱり中学生ですから、ある程度善悪の判断というのは必要です。しかしながら、やはりそういう場を作ってしまったということについてはやはり担当するもの、またそこに該当した大人の問題であるのではないかとということで、そのことについては、先ほど申し上げた、これからいろんな指導をしてまいりますけども、あくまでも通常そういうものがあつたからといってすぐに家に持ち帰ってそれを処理するとか、なんかいうことは先日の調査ではございませんでした。今回、他の荷物と一緒に入っていた、入っていたのを見た。と、そういうようなことでございました。そういう報告を私も本人からも受けております。と同時に、子どもさんについては、これからまた何10年としっかり世の中を生きていただかなきゃいけないわけですので、大きな過ちがあつたとしてもそれを正し、反省して、しっかり前を向いて歩いていただきたいと、そういうことで学校も私も指導をお願いしているところでございます。そういう状況でございます。それと、勉強ばかりじゃないかというちょっとありましたけども、両中学校もですね、非常に良く勉強ももちろんやっております。と同時に、クラブ活動なんかもですね、少ないなかにも一生懸命頑張っております。それからいろんなボランティア活動、今度菊水区域では12月の25日ですか、これはもう何年と続きますが、地域に出かけ、小学生と一緒に地域ボランティアも

しております。夏休みもあわせて。そんな実践もし、豊かな心も育てていただいていると、私は思っております。そういう状況でございます。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） ありがとうございます。私があえてこの問題をですね、取り上げましたのは、もう3年前になりますかね。不幸な自死事件が起きました。そういう中で、今回またこういう不祥事が出たと、まあ、教師の方は持ち帰られた教師の方はこれは当然県教委に属するわけですから、県教委の方でそれなりの処分がなされると思いますので、そのことについては私自信何も思いませんし、当然のことだろうというふうに思います。ただ、生徒さんの方がですね、いわゆるこの間の全協の説明、教育委員会の方からの説明があった中で、ある議員も指摘をされてたように、いわゆる今の子どもたちの世界は、加害者がある日突然被害者になるという、いわゆるいじめの対象になるというような状況もありうるから、そのへんの配慮はくれぐれもよろしくお願いしますというそういう指摘がございましたし、私自信もそう思います。いわゆるこの・・・の非常に自死事件というのはつらい悲しいことですが、もうこれは起きてしまったという以上はやむを得ないということで、ありますけど、それを他山の石としないで、自分たちの問題というふうに私たちは今回考えて、この問題あたりの該当の生徒さんにもですね、しかる、注意するところは注意しながらも、今後強い心を持って頑張って生きていってもらうためには、それなりの教育委員会あたりの現場に対する指導というのが非常に大切になってくるのではなかろうかというふうに思いますので、そのへんくれぐれもよろしくお祈りを申し上げて、私の質問に変えたいと思います。教育長の方、何かございましたらお答えください。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 大変申し訳ない不祥事ということで、議員の皆様にご心配とされたことにお詫び申し上げたいと思います。しかしながら、これから、若い先生であるし、また、子どもたちはなお一層ですね、これから長い時間かけて生きていくわけでございますので、胸張ってしっかり社会に出て活躍もしていただきたいと願いながら、それと同時にスクールカウンセラー等のケアの方も早速お願いしたところでございます。そうしながら、子どもが頑張っていけますように、菊水中、三加和中学校がより良い学校になっていくように私たちも頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお祈りしたいと思っております。

（「ありがとうございます。私の質問これで終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。」）

○議長（杉本和彰君） 以上で、森議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時04分

再開 午後 3 時20分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、蒲池議員の発言を許します。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 皆さん改めまして、こんにちは。3番議員の蒲池でございます。本日ですね、最後の12月定例会一般質問をさせていただきます。今年も余すところ20日余りとなりました。町民の皆さん方の輝かしい新年を迎えられることを心よりお祈りし、一般質問をさせていただきます。菊水地区統廃合につきまして、今後の進め方について伺いたいと思います。後はですすね、質問席にて質問させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 蒲池議員の御質問にお答えをさせていただきます。今後どう進めるかということでございます。当面、長寿命化工事の着手が困難な現状では安全面の要であり、また、命題である耐震対応が喫緊の課題となります。その打開の提案として、統合問題を抜きにして、期日も切迫し、また文科省をはじめとする、国、県の要請も受け、何より児童生徒の安全を守るため、菊水地区小中学校の耐震対応だけは是非ともお願いいたしたいと、そういう思いで、臨時議会、失礼しました、当議会での議案を上程したところでございます。喫緊の課題であり、学校現場からの切実な要望もありまして、何をおいても着手すべき課題である以上、首長としましては、万難を排して提案申し上げなくてはならないと考えての上程でございます。この耐震対応だけはなんとしても着手させていただきたい。さもなくば、何度も申し上げて恐縮でございますけれども、私自身はもちろんのこと、行政、議会がともに誹りを受け不作為の責任を問われる形となるかもしれません。児童生徒と学校現場のモチベーション、何度も言いますとおり、このモチベーションに影を落とすことになりかねず、それだけは絶対に避けなくてはならないと思うところでございます。耐震補強の必要性はどの議員さんも否定はされないと確信をいたしております。それが故の提案でございます。その後の統合問題については議会との協議調整の場をいただきたいをお願いをいたしておりますが、この場でも改めてのお願いを申し上げる次第でございます。統合事業をどう考えるかということにつきましては私の喫緊中の、喫緊の命題であります。小規模校にはそれなりの長所もありますが、人数のそろった学校で、社会性を身につけていくことは大事なことであり、ましてや、保護者、PTAの皆さんが望んでおられる以上、一刻も早く成就しなくてはなりません。統合を待たせてしまっている現状に心が痛むところでございます。つけても特に安全を、当面の安全を守るための耐震工事というのは避けては通れない道ではないかと私は存ずるところでございます。御質問の意に沿うかどうかわかりませんが、第一答弁とさせていただきます。後は個々の答弁にお答えをさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 混迷をたどつとるという言葉が度々今回の一般質問の中でも出てますけ

ども、それはなぜこのようになったのか。まず最初にですね、町長が間違っただけで住民運動をされたから、そして、間違っただけで公約の中でここにいられているから、そして、間違っただけで住民説明会を行われたから。そして、間違っただけで議会説明をされたから、そして、間違っただけで議会提案をされたから、そして、間違っただけで議会対策をされたから、そして、統廃合推進委員会の答申のことも含めて間違っただけで答申の求め方をされたから、その決断が今この現状を招いているのではないのでしょうか。それに対して、何かありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 確かに、稚拙だったかも知れません。誤ったところがあったかも知れません。しかしながら私はこの改修による統合を申し出ました時が、今反対している議員さん方につきましてはやっぱり答えは同じ答えを持って私に対処された、私はそのように考えております。間違えかも知れません。したがって私としては、自分のないうる全てを投じまして何とか打開策を開きたい、何とか合致点を見出したいということで、最善の道を探ってきたことは間違いございません。それが間違ってた、間違ってたなかったというのは、これは個人の見解、あるいは団体の見解でございますので、これについては何も申しません。ただ、自分で稚拙だったかも知れません。そういう意味では御指導を仰いでいかなきゃいけないかも知れませんが、自分では一生懸命模索をしたつもりでございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 間違っただけのところですね、ちょっとお聞きしたいと思います。度々一般質問の中で取り上げさせてもらってますけども、安くあげてそれを町民福祉に回すと言われたことは、これは紛れもない事実ですね。確認したいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 一つの事業に偏って巨大すぎる投資を行うと後がきつい、それから、一つの事業だけじゃなくて、他の事業もある、その方に資金を回したいと申し上げたことは事実でございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） そういう中ですね、町民の皆さん方はやっぱり、三加和地区に10億、菊水地区に40億ということで、あまりにも不公性があるという訴え方をされながら、そして安く上げるのであればということが、僕は一番大きかった町長が選ばれた原因じゃないかなと思うんですよ。そんな中ですね、安くなってるんですかね、実際言うて。言うてですよ。この前の全員協議会、11月16日の説明の中で14億を掲示されました。その中で町の負担は6億です。これで何年くらい、このあと30年先には、どれくらいのメンテナンスがかかるんですか。実質は、わかります。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） そこは確たる試算は出してはおりません。しかし、30年後と言えはですね、仮に新築であってもその間にランニングコストといいますか、メンテナンス費用がかかることは間違いはないと思います。その差額はあろうかと思えますけどですね。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） その差額は莫大に違うんじゃないかと僕は思うんですよ。今これを14億の中をちょっと審査させてもらいますと、プール等は改修工事になってます。今でも何回もされたにもかかわらず、中央小学校のプールは雨漏りをしています。ですよ。と、爆裂で一昨年修理をされて、今の現状はない、雨漏りはないんですかね、ですね。そういうところで、しかし、それも結局はライト設計を連れてこられないということで、我々が確認する余地がないということなんです。そういう中で、住民説明会の中で私がなぜ間違っただけかといいますが、広島は土砂災害を例にあげられて、また、今その28億で建てた場合は30数億、6億近くのお金がかかりますよというような説明がなされました。それも間違えありませんよね。お答えください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 間違いがないというか、確たる金額ではございません。ただし、業者に確認してこれをひきなおすとどれくらいだろうという確認はいたしております。34、5億はかかるだろうという。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 土砂災害に関してはですね、県の大規模造成工事の中でちゃんとした指針の中でしていますので、そういうことを言い始めたらですね、あそこには何も持ってこれなくなるんですよ。そこが、私が6月の定例会で一般質問の中で言った、不適切な説明ですよということで、認められましたよね。そういうことが私にとってはですね、間違っただけ住民説明会を行われたということです。また、議会の説明の中でもですね、間違っただけ議会説明というような言い方をさせていただきましたけども、それは先ほど森議員の中でありましたけども、ライト設計を呼ばない、そしてスケルトン工法に対しての金額も示さない、それが私は間違っただけ議会説明だったと述べたことでもありますけども、それに対して、何か、反論でもいいですけども、何かありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 先ほどは答弁が漏れまして、申し訳ありません。広島は土砂災害でありますけども、この広島のある現地にはですね、県の、県によるその造成等々も行われておったと聞きます。したがって、県の基準に従っていれば私は大丈夫だと思います。大丈夫だけれど

も、それを上回る災害が起きないとは限らない地形ですと、そういう意味でございます。土砂災害についてはですね。それから、スケルトンについてはこれはA案、B案それぞれにおそらくライト設計さんの御信用についても各議員さんおそらく御案内だと思いますので、その業者がA案にしる、B案にしる安全については大丈夫だということでコメントもいただいておりますし、そのへんも含めて呼ばなかったということでもあります。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 議会人としてですね、私は度々申しますけども、町長も家主かもしれない、私たちも議会として二元代表制の中で家主だと、一番の家主は町民の皆さん方だという中で、なぜ連れてこれないのかということ度を、先ほども森議員さんの指摘がありました。その時点でですね、もう議会にはもう認めてもらわなくてもいいってようなことなのかなと僕は思うわけですよ。そこに、私としては間違った議会の説明であったと、いうことです。それとですね、否決とわかっていてまた提案されたと。それも1回じゃなくて2回も3回もあったということですけど、それに対しては何か反論等ありましたらお聞きしたいと思いますけど。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ここはですね、安全はたとえ2年、3年であってもですね、先ほども申し上げましたけれども、予防という観点に立ちますと、予防にお金も掛からざるを得ない場合もある。今回の上程につきましては、これはやっぱり首長として、上程する責任が、責務があると思います。子どもたちの安全を考えますとですね。それについてお認めいただけないのであれば、否決もやむを得ない。やむを得ないけれども、提案を上げなければ、採択も、否決もないわけですから、そういう思いで、私としては切羽詰まった状況で上げさせていただいたということでございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 町長が一般町民の時ですね、間違った住民運動をされなければ、今年の27年の4月には子どもたちは入られたわけでございます。それは紛れもない事実です。そんな中で、耐震だけは耐震だけとはいう事のおかしさが僕にはあるわけです。その中で、やっぱり公約の中です。先ほど森議員の中で、公約はどれくらい重みがあるのか、今一度お聞きさせてもらっていいですか。公約とはなんなのかです。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 公約についてはですね、守ることに最大限の努力をしなくちゃいかん責務があると思います。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） ちなみにこれは福原町長が書かれたので覚えてらっしゃると思いますけども、私は表明のとおり番城グラウンド校舎建築を中止し、菊水中央小学校を活用して速やかに複式学級を解消します、と書いてあります。そしてこれにより、大幅な費用の削減を果たし、次の事業費の財源にさせていただきます。とありますけど、大幅な削減もできてないわけです、現実に。大幅な費用削減ができるんですか。この14億の中でできるんですか、町長は。お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 持ち出しという意味では、数億の違いかと思います。しかし、町債の発行、借入はあくまでも借り入れでございます。ですから、それらを勘案いたしますと、削減につながると私はそのように思っております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 行政のトップとして、総務課長に今の答弁に対してですね、適切な答弁だったのか求めたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 詳細について調査しなければなりませんので、この場では答弁を差し控えさせていただきますと思います。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 行政においてはですね、実質の町負担がどれだけなのかが、問題じゃないんでしょうか。違うんですか。総務課長違うんですか。お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 公社債が膨らみますと、どうしても他の事業にかかわる公社債の借り入れに影響が出てまいります。そのへんを含めての実質という意味でございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） そうであるならばですね、14億に対して5億8,900万、そして、これを進めた場合に、番城グラウンドの設計委託料の1億3,600万は戻ってきません。それと、20年、30年に対するランニングコストというとはですね、間違いなく大幅に8億を超えると僕は思っております。これプラスですね。そういうことを含めたところですね、大幅な削減が本当にできたんですか。実質の町負担は削減ができたんですか。できたと言えるんですか。お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） この点は先般も、先般の9月定例会だったと思いますけども、やにあつてわからない部分もございました。ということで、そのへんは大幅の捉え方だと思いますけれども、いわゆる10分の1とか、5分の1とかそういう形からすれば大幅というのとはできておらないかもわかりません。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） そうなんです。大幅な削減なんかできてないんですよ、実際。30年後見たときに間違いなく28億の町負担金、番城グラウンドに建設した場合ですね、私はですね、番城グラウンド、番城グラウンドと言ってるわけじゃないんですよ。

○議長（杉本和彰君） 傍聴席は静かにお願いします。

○3番（蒲池恭一君） あのですね、私はだから、最初の統廃合推進委員会の予算も認めましたし、設計委託料も認めたじゃないですか。それを、それをですね、やっぱり同じテーブルにのせて、そういう統廃合推進委員会の皆さん方の答申をいただきたいと、それは町長がですね、曲がりなりにも公約違反の分がいっぱいありますけども、そこは認めるべきだなと思って認めたわけですよ。しかし、現実的には大幅な削減はできませんでした。これは現実なんです。だから、ここまで議会が二代表制の中で、だめだと出してるわけですよ。そんな中でですね、耐震だけは、耐震だけはと言われますけど、私たちも、私も耐震は大事だと思ってます。そこをですね、なぜそれだけをあげられるのか。やっぱり今現実問題として教育委員会としては一刻も早く統廃合をしていただきたいといわれているわけですよ。ですね。だから、そこで今、ちょっと教育委員会としてですね、また私の質問に答えていただきたいと思いますけども、教育委員会の中ではやっぱり一刻も統廃合していただきたいというとは今も変わらない事実だと思いますけども、御答弁をお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 蒲池議員のおっしゃるとおり、教育委員会としてはこれまでの流れもありますし、子どもたちのために1日でも早く統廃合していただきたいということはお願いをずっとしてきているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 教育委員会ですね、御答弁は毎回一緒ですけども、変わらずですね、それくらい変わらないような思いの中でですね、ちゃんとした答弁をいただきたいと思います。また私ですね一般質問の中で、それも含めてですね、9月の定例会の15日、16日の一般質問の中では、私のみならず、多くの議員の質問の中で、話し合いを設けさせていただきたいとありましたが、先ほどから出ますとおり、何ら設けられてないというような私の認識ですけども、今一度、御答弁をお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 先ほども申し上げましたけれども、実現には数回しか、実現には至っておりませんが、その間にありましては、私なりの努力はしたつもりでございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 私の一般質問の中でですね、白紙に近い状態で話し合いを設けさせていただきたいと、私もですね、一般質問で夢中になってですね、事実そのところを聞き漏らしてました。で、後からですね、熊日の記者の方からですね、こうやって言われたんですよと言われてまして、それであるならば、白紙に近い状態ということであれば、もちろん私としては番城を含めたところで話し合いをされるべきだろうと思ってました。だから、私としては熊日の記者の方にですね、それであるなら話しに乗らんわけはいけませんよ、一刻も早く複式学級の解消、そして耐震の解消、それが我々の私の一日も早い解決につながればと思う中でですよ、今までいろんな形で、間違った我々、私に対する答弁もありましたけども、それでも町民の皆さん方のためには話し合いのテーブルには付くべきだと私は思いましたので、そのように熊日の記者さんに答えさせていただきました。しかし、町長はたぶんですね、町長にインタビューをされたと思います。その時にですね、番城グラウンドを含めたところで話し合いを設けるといようなことを言われたと思いますけども、それは熊日の記者が間違った記載をされたのか、間違いなく言われたのか、その確認をしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 記者が間違ったと申し上げるわけにはいきません。それは議会の中でそういう言葉を発しておりますから。ただ、取材の時は、この前私が全員協議会で申し上げたとおりでございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） ということは、番城グラウンドを含めたところの記事というとは、言っていないにも関わらず、熊日の記者さんが書いたということですか。お答えいただきたいと思えます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 9月にも申し上げましたけれども、番城の話が出てくるでしょうね、当然出てくるでしょうね、で、どうしますか。それにはそれに対応しなくちゃいけないでしょうね、そういう話はいたしました。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） まさに言ってるじゃないですか。そのように。それをなぜ25日には言っていないようなことを言われたのか、おかしいと思いません。結局は熊日さんにはあのような記事が出たことを言われたわけでしょ、それを認められたわけでしょ、今。今一度、お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） これは、受け止め方の問題だと、熊日さんじゃないですよ。なんといいますか、一般に受け止め方の問題だと思いますけども、対応しなくちゃいけないでしょうね、しかし、番城を、番城に戻る気はありません。番城に戻る時は私は辞めなくてはなりませんと、そういう言い方をしたと記憶しております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 私に言ったですね、白紙に近い状態というとは番城グラウンドを含めたところの話じゃなかったわけですか。お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 当然私の主張は、改修による統合でありますから、そのへんのところが21億、6億9,100万、それから11億、取りざたじゃないですね、私が申し上げておりましたので、このへんをさらに戻して、改修によるやり方というのも皆さんの御意見を伺おうと、そういう意味合いでございました。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 9月の定例会の一般質問の中で町長が言われたことは、別にただ話し合いだけをしようて、しかし、私は耐震でしかせんよて、いう話し合いでしかうけたまわらんよていう意味であったわけですか。あれだけ何回も何回も話し合いを設けさせていただきたい、いただきたい、いただきたいというような御答弁をされましたけれども、そのようなことで話し合いが設けるとお思いなんでしょうか。お答えください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） あの時も、先に耐震をやらせていただきたい、その上で協議、話し合いをお願いしたいと、そういうふうに申し上げたと記憶をしております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） その耐震の話し合いをしていただきたいということですか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） あの時も、耐震の議案を上程しておりましたので、とにかく、耐震は先にやらせていただきたい。ということをお願いしたと、記憶をいたしております。その上で、言葉はそのままじゃないかもわかりません。その上で、統合とは切り離して、統合については別途協議、話し合いをさせていただきたいと、そういうふうに申し上げたと記憶をいたしております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） ただですね、町長。ここまで、本来であるなら今年の4月には新しい学校ができていて、改めて言いますが、間違っただけで住民運動をされたことがこれにつながったわけですよ。その責任があるにもかかわらず、耐震だけ、耐震だけということが正当性があるんでしょうか。まさに統合も考えるべきじゃないんですか。

議長、ちょっと傍聴席の方ですね、先ほどからずっと、障りますので、御退席いただくか何かお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。傍聴人は議事について可否を表明し、なお議長の命令に従わない時は、地方自治法第130条の規定により退場を命じますので、念のため申し上げておきます。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） そういう中でですね、ここまで混乱をしてきたことが、今まで含めた質問の中に述べさせてもらったことが、ここまで混迷をたどっております。二元代表制の中で、議会が反対することが間違っただけなんでしょうか。どうぞ、お答えください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 私は反対が間違っていると言った覚えはありません。お願いはしてまいりました。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 話し合いは設けさせていただきたいいいながら、9月の15、16で言われたにもかかわらず、最終日まで、25日までその話し合いは設けられませんでした。それは町長の一般質問の中の御答弁ですけども、それは話し合いはここだけの話なんですか。議場だけの話なんですか。話し合いを設けさせていただきたいということだったんですけど、25日までにそういうアクションがあるんじゃないかなったんでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 先程来、申し上げておりますとおり、段階を踏んでというアドバイスもございまして、議員さんの、議員さんと議員さんの話し合い、それから、それに私が入っての話し合い、それから全員の話し合い、いろいろ形は違いますが、その実現をめぐる、私なりに模索してまいったというのは間違いのないこととさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 私の質問とちょっと食い違ってますけども、今のは9月の15、16の後の最終日の25日でしたかね、それに対してのことを私は言ってるのであって、その後のことを言ってるんじゃないんですよ、実はですね。そこに、話し合いを設けるといことじゃなかったのかという僕は思いがあったからですね、そのように言わせていただきました。まあですね、このままいけばですね、やっぱり私もですね、これだけ間違っただ町長の判断の中で、耐震だけを認めるわけにはいかないということが私の現実的な判断でございます。そんな中でですね、もう一つありましたね。学校の方からとにかく耐震だけはしてほしいと、いうことはですね、それはですね、行政があまりにも統廃合ばせんけんですよ。ですね。そういうことですよ。できんけん、あきれて、せめて耐震だけはしてもらいたいということなんですよ。どうぞ。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） そのへんは、私もそのように認識しております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 私はですね、だから度々ですね、やっぱり公約とあまりにも違いすぎるから、町長自らがもう1回信をとってきて、そして、それが、町が和むんじゃないかなといつも言ってますけども、それに対して町長はうけたまわってますという答弁ですけど、今も変わらないんですか。お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） できるものであれば、現体制で決着をお願いいたしたい。それが、是非かは別としまして、そんな思いがございませう。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 私は、あまりにも公約と違うことをなされているから反対をしてるだけのことであって、ですね、だからずっと言わせていただいています。それが、間違っていないなら諸手を挙げて賛成しますよ。しかし、大幅な削減もできていない、そして、そんな中で、結局は町がこれだけ混乱をしまっている。

そして、実質的な負担は6億、そして20年、30年先にはまだ幾らかかるかもわからない、そのような状態の中で認められるわけがないんじゃないんですか。町長はこれで、いつも私言いますけども、安くあげて大幅に削減して、費用削減して違う財源に充てますって言ってきたけども、やっぱり入ってみたら間違ってたど、自ら言うべきじゃないんでしょうか。そして、それで上がられたら私は諸手を挙げて賛成するといつも言ってますでしょ。それが和水町が一番正當にいく判断じゃないですか。もう2カ月で終わりますよ。はっきり言って。そのような判断をするべきじゃ

ないんでしょうか。それができないのであれば、最終的には我々の決断をしなければいけない時期にきているのかなと、私自身は思っております。しかし、町長がですね、ここで自分の、今1年8カ月、そして、一生懸命されたという思いの中で、そして未来の子どもたちのため、孫たちのために、私がしてることは間違っていないんだというのであれば、信を問うてくれば一番解決が早いじゃないですか。違うんでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） そのあたりは見解の相違もございます。蒲池議員のおっしゃることはなんといいですか、わからないことはありません。わからないことはありませんけども、私も付託を受けて立ちました以上は、自分の責務を全うしなくちゃいかんという思いもございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 福原町長の全うということは、公約のできないことを、ただこのまま議会が、町政が混乱していることを招くことが、町長に課せられた負託だと思われるんでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） そんなことは思うはずがありません。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） そこまで自信があるのであれば、信を問うてくればいいじゃないですか。そしたら本当に諸手を挙げて賛成しますと言ってるじゃないですか。私もここまで追求した一人として、私も町長がそこまで信を問うのであれば、やっぱり僕も身を削るべきだなと思ってます。これはもう、この前からずっと言わせてもらってますので、これに二言は僕はありません。それより、私たちは選挙で選ばれて、ここで発言をいただけてます。町長は執行権まであるんですよ。それを我々はですよ、どっかでちゃんとした判断を委ねるときには、町民の皆さん方に委ねなければしょうがないじゃないですか、ここまできて、違うんでしょうか。もうこのままではいけないでしょう。町長が子どもたちの、そして未来の子どもたちの、孫たちのために、少しでも本当に気持ちがあるのであれば、決断をするべきじゃないんでしょうか。それが今まで町長が間違った住民運動をされたり、間違った議会の対策説明をされたこと責任ではないんでしょうか。違うんでしょうか。もうそろそろ終わりにしましょうよ。町長。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） そこは、見解の相違と言いますか、であればであるで、意思表示していただければよろしいかなというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 意思表示という意味が、僕はちょっとわからないんですけど、それに対して説明をお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ここは具体的なコメントは差し控えさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） まあ、控えさせていただきますと町長が言うのでありますので、私がちょっと思ったことは、なら、最後の決断を議会のほうでしてくれということなんでしょうかね、そういうことで受け取っていいんですか。お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） それは、改めて、明言をしたいと、日がくれば改めて明言をしたいと思いますが、それについても今はコメントを差し控えさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 私はですね、今年の3月からずっとこのことを述べさせていただきました。そんな中で、判断を鈍くすることがどれだけ町にとって損失なのか、まだまだわからないのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 鈍くするというところでございますけれども、それについても今はコメントを差し控えさせていただきます。鈍くというのは、私が躊躇しているということかと受け取れますので、であれば、コメントを差し控えさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） このままいけばですね、耐震も、否決になる恐れが多大だと思っております。そんな中で、総務課長、今度の提案書がまた、否決になるようなことを望まれるのか。どうですか。事務方として。お答えいただければ幸いです。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 事務方といたしましては、御承認いただくことを望むものでございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 学校統廃合の統合室長。今まで、これだけ長きにわたって、今は1人で

事務作業をされております。それでも、今回も公算的には否決だろうと、これに関してはですね。どのような思いがあられるかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

学校統合室長 樋口哲男君

○学校統合室長（樋口哲男君） 私も昨年から学校統合の方に携わっておりますけど、9月の臨時会で同じような今回の予算の上程でございます。蒲池議員ともちょっと雑談で話しましたが、やはりあの、事務方としては予算がついて、実際その事業をやる、子どもたちの安全を確保するその事業をやるのが事務方だと思いますので、今回、仮に否決されるということは非常に私は悲しい部分が多い部分でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 今回ですね、間違った住民運動から、間違った判断まで、私言わせていただきました。やはりですね、我々は選挙で負託を受けてここで発言させていただいてます。ある議員によれば、一部の負託だと言われますけども、私は町民の負託だと思っております。それはなぜならば、国会議員はなら、一部の県の負託を受けて国会議員をされているんでしょうか。違うと思ってます。私も町民の皆さん方から負託を受けてこの場に立たせていただいて、そして発言をさせていただいております。

また、町長にはですね、その負託の中で、執行権まであるわけですよ。この責任と誇りと思いが、町長にどれだけあるのかがですね、今、現実に課せられてるんじゃないでしょうか。一刻も早い決断をしていただくことをですね、切に、切にお願い申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。答弁はよろしいです。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） 以上で、蒲池議員の質問を終わります。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

14日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後4時09分